

一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会記録

令和6年3月13日

【開催日】 令和6年3月13日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時25分～午後5時25分

【出席委員】

分 科 会 長	伊 場 勇	副 分 科 会 長	森 山 喜 久
委 員	大 井 淳 一 朗	委 員	岡 山 明
委 員	笹 木 慶 之	委 員	白 井 健 一 郎
委 員	松 尾 数 則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議 長	高 松 秀 樹		
-----	---------	--	--

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三	総 務 部 長	辻 村 征 宏
総 務 課 長	河 田 圭 司	総務課主幹兼危機管理室長	奥 田 孝 則
総務課総務法制係長	田 島 正 秀	総 務 課 統 計 係 長	森 山 ま ゆ み
総 務 課 秘 書 室 長	宮 本 渉	総務課危機管理室主任	藤 本 信 哉
総務部次長兼人事課長	古 屋 憲 太 郎	人事課課長補佐兼人事係長	福 田 智 之
人 事 課 給 与 係 長	室 本 祐	人事課給与係主任	長 村 知 明
税 務 課 長	大 井 康 司	税 務 課 課 長 補 佐	桑 原 睦
税 務 課 収 納 係 長	永 谷 真 史	税務課市民税係長	山 根 和 之
税務課固定資産税係長	光 永 正 志		
消 防 課 長	橋 本 俊 昭	消 防 課 課 長 補 佐	乾 博
消防課消防庶務係長	縄 田 良 弘	消防課消防団係主任	山 本 雄 大
企 画 部 長	和 西 禎 行	企画部次長兼デジタル推進課長	山 根 正 幸
企画課長兼PPP/PFI推進室長	工 藤 歩	企画課主査兼行政経営係長	福 田 淑 子
財 政 課 長	山 本 玄	財 政 課 主 幹	別 府 隆 行
財 政 課 財 政 係 長	江 本 洋 治	財 政 課 調 整 係 長	原 川 寛 子
財 政 課 管 財 係 長	磯 山 聡		

デジタル推進課主幹	村 上 信 一	デジタル推進課課長補佐	佐 貫 政 彰
デジタル推進課デジタル政策係長	山 下 弘	デジタル推進課情報管理係長	藤 田 弘 太 郎
協 創 部 長	篠 原 正 裕	協創部次長兼市民活動推進課長	河 上 雄 治
市民活動推進課主幹	西 崎 大	市民活動推進課市民活動係長	竹 森 和 貴
市民活動推進課地域交流センター係長	増 本 順 之		
シティセールス課長	村 田 浩	シティセールス課主幹	池 田 哲 也
シティセールス課課長補佐兼定住促進係長	道 元 健 太 郎	シティセールス課観光振興係長	渋谷 桂 介
シティセールス課広報係長	福 田 麻 奈 美	シティセールス課ふるさと納税促進係長	田 中 裕 介
建設部長兼大学推進室長	大 谷 剛 士	建設部次長兼大学推進室副室長	高 橋 雅 彦
大学推進室主査	大 坪 政 通	大学推進室主任	尼 崎 幸 太

【事務局出席者】

事 務 局 次 長	中 村 潤 之 介	議 事 係 長	山 田 寿 実 子
-----------	-----------	---------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第 1 1 号 令和 6 年度山陽小野田市一般会計予算について

午前 1 0 時 2 5 分 開会

伊場勇分科会長 それでは一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開会いたします。審査内容は議案第 1 1 号令和 6 年度山陽小野田市一般会計予算についてです。審査番号 1 番から進めてまいります。まずは議会費から。6 0 から 6 3 ページまでのところで質疑のある方の挙手を求めます。

森山喜久副分科会長 6 3 ページの 1 3 節使用料及び賃借料のシステム利用料とありますが、このシステムの説明をお願いしていいですか。

中村議会事務局次長 こちらは会議システムの基本利用料等になります。主に

は基本料金、それからシステムライセンス追加、データ容量追加、マイクロソフトのライセンス追加、それから、i P a d P r o のレンタル料金等になります。

森山喜久副分科会長 昨年当初よりも120万円ほど減っていると思うんですが、この金額で大丈夫ということでしょうか。

中村議会事務局次長 はい、問題ありません。

森山喜久副分科会長 ちなみに、何か機材が減ったとかそういう状況なんですか。

中村議会事務局次長 差額については、調べてから後ほど回答します。

伊場勇分科会長 そのほか質疑はございませんか。

岡山明委員 本会議場のマイクと委員会室のマイクで、機能的に統一されていない部分があるんですけど、今後、本会議場と委員会室のマイクの機器関係の統一性を図るかどうかが、予算の部分もあるんですけど、もしよろしければ聞きたいです。

中村議会事務局次長 今の御指摘は、例えば、本会議場であれば、議員の自席にあるマイクにスピーカーがついていて、そちらにヘッドホンを通して、それぞれ聞けるというところの話でしょうか。ほかに委員会室との違いとなると、中継自体のシステムになるかと思うんですけど、どちらの点でしょうか。

伊場勇分科会長 反問権でございますね。もうちょっと具体的に質問していただければと思います。

岡山明委員 本会議場では、マイクの横にイヤホンを設置できるシステムがあるんですよ。本会議場はできるけど、委員会室はないということで、イヤホンで聞けるというシステムを本会議と区別することなく設置していただきたいと思っているんです。具体的に言うとその辺の考えはどうかということです。

中村議会事務局次長 では先ほどの前者のことということでお答えいたします。今おっしゃられるように、委員会室にはそのシステムがついておりません。当然その機器の更新ということになると、今、岡山委員からも話がありましたように、予算立てが必要になります。その検討の際には事務局からの提案もあろうかと思えますけれども、議会の中でも、例えば議会運営委員会等で今後の委員会室の在り方をどうするかというのを検討していく、それから予算立てという順序があろうかと思えます。いろいろ要望がありましたということを受け止めて、次年度予算に向けて協議していけたらと思っています。

伊場勇分科会長 令和6年度はその予算内ということでございます。

岡山明委員 そういうことで、なぜかと言うと市民から加齢性難聴者の補聴器の購入を公費でという請願が出ている状況でありますので、加齢性難聴者という意味の上でも、やっぱり議員にも同じように、議場と同じようなシステムを今後設置していただきたいという希望があって、この話をしたという状況です。それを理解していただいて、今後検討していただきたいと思います。

伊場勇分科会長 要望ということです。それについては、また委員会で話すべきことだと思います。予算書の中の質疑を求めます。議会費について大丈夫でしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで議会費については終わりたいと思います。次に、大学推進室に関わるところで、大学費のところ128、129ページでございます。質疑のある方

は挙手にてお願いいたします。

白井健一郎委員 授業料等減免補助金についてお伺いします。まず確認ですが、学生が授業料が減免された場合は、補助金が全額国から出ているのでしょうか。

大坪大学推進室主査 授業料等減免補助金に関しましては、国からの普通交付税措置がされておるところでございます。以上です。

白井健一郎委員 額はここに書かれているとおり、約1億700万円となっていますけれども、これは学生数でいうと、何人ぐらいに当たるのですか。今の学生の総数と授業料減免に当たる学生数を聞きたいです。

大坪大学推進室主査 令和6年度の学生数の見込みですが、1,398人となっております。そのうち、このたびの減免の予算上の人数は265人、割合としまして14.7%ということになっております。

伊場勇分科会長 そのほか、この大学費についての質疑はありませんか。

岡山明委員 18節施設整備補助金ということで、テニスコートや駐車場の予算と思うんですけど、この整備状況はどこまで進んでいますか。

大坪大学推進室主査 おっしゃられるとおり、こちらは駐車場、テニスコートの整備に関わる施設整備補助金となっております。現在、設計が終わりまして、駐車場側の整備が開始されております。来年度中にまず駐車場が完成しまして、その後、テニスコートが完成する予定となっております。

岡山明委員 令和7年度には駐車場もテニス場も一応ほぼ完成するという状況でいいですか。

大坪大学推進室主査 令和6年度中に完成予定となっております。

森山喜久副分科会長 授業料等の減免補助金の関係で、入学金と授業料それぞれと思っていますが、それぞれの見込み人数を教えてくださいいいですか。

大坪大学推進室主査 入学金に関しましては73人、1,316万円となっております。授業料は265人、9,439万4,000円となっております。

森山喜久副分科会長 全体の生徒数がありますよね。全体の割合のうち、10%とか15%とか、大体どれぐらいを見込んでいるか教えてくださいえますか。

大坪大学推進室主査 入学金に関しましては、入学者の予定が450人中、73人ということで、16.2%を見込んでおります。授業料に関しましては先ほど申し上げましたが、1,798人中、265人ということで14.7%を見込んでおります。

大井淳一郎委員 公立大学法人評価委員会の委員の定員は条例上、何人になっていきますか。

大坪大学推進室主査 条例上の定員は6名以内となっております。

大井淳一郎委員 6名以内ということは4人とか、5人とか、6人でもいいんですけれども、3人ですよ。これは、ずっと3人で来ているんですが、これをずっと維持する意味があるんですか。3人とした根拠を教えてください。

大坪大学推進室主査 現在3名の方は、山口大学工学部の先生と日本赤十字病

院の薬剤課長、あと山口銀行の支店長に委員になっていただいております。それぞれ工学、薬学、そして経営の学識経験者ということで、3名の方をお願いしているという状況でございます。

大井淳一郎委員 以前は公募で市民とか入れていたんですが、入れない方針ですか。今後はどうですか。

大坪大学推進室主査 条例上、学識経験者となっており、かなり特殊なものを扱うということでございますので、市民公募等は行わない予定としております。

岡山明委員 授業料等の減免、運営補助金ということで、令和3年度のときに授業料等の減免に係る費用の内訳という資料もあったんですけど、今回それはないみたいな状況なんです。授業料ということは当然入学金もあると思うんです。これに入学金の話が出ていないんですよ。これは、この中に一緒に含まれるという状況ですか。

伊場勇分科会長 先ほど、森山副会長が質問しました。

岡山明委員 私がもらっているのは入学金とかいろいろあって、市の支給の区分が満額と3分の2、3分の1で、それぞれ区分されておる資料なんです。令和3年度に対して、今回は大ざっぱな状況で、今、入学金と授業料、総体的な人数を言われたんですけど、その辺の内訳というのは。今回、学部も増えていますよね。そういう状況の中で、今後やっぱり市からの支出も当然出てくる状況になってくると思うんですよね。今回は、医薬工学科に60人入ってきますよね。当然増えてくるという状況はあると思うんですよ。そういった意味で、まずは入学金の支払いの関係が出てくると思うんです。その辺の状況はどうか、もうちょっと詳しくお聞きできればいいなと思ったんです。

大坪大学推進室主査 おっしゃるとおり、今、新学科の新設が続いておりますので、見込み数も増加傾向となっております。予算上で言いますと、昨年度から、363万7,000円増額しているところでございます。以上です。

森山喜久副分科会長 同じく18節運営費交付金、こちらの積算の内訳を教えてください。

大坪大学推進室主査 運営費交付金に関しましては、大学の予算から、大学の授業料等の自己収入を差し引きまして、その差額分に関して市が支払うものとなっております。

森山喜久副分科会長 もともと交付税で交付されている金額もありますか。

大坪大学推進室主査 おっしゃるとおり普通交付税は、こちらの学生数に単価を掛けて、普通交付税措置がなされているところでございます。

森山喜久副分科会長 以前は工学部と薬学部の生徒数で金額が違っていたと思うんですが、その辺を教えてください。

大坪大学推進室主査 工学部は146万2,000円で見込んでおります。これは前年度から横ばいという形で見込んでおります。薬学部が166万7,000円で、こちらも横ばいと。ここ数年は横ばい傾向ですので、横ばいということで見込んでおります。

伊場勇分科会長 そのほか大学費についての質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは次に行きたいと思います。消防課が所管する部分について、まず78、79ページ。埴生出張所建設基金積立金。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。消防課の部分だけです。78、79ページが終わりまして、246ページです。

森山喜久副分科会長 246、247ページの18節負担金、補助及び交付金の宇部・山陽小野田消防組合費分担金の負担割合。交付税の割合ですが、この前もあったと思うんですけど、どれをどれぐらいのパーセンテージで計算したか教えてもらっていいですか。

縄田消防課消防庶務係長 この負担割合については、令和6年度の当初予算では、まだ割合が確定しておりませんので、令和5年度の確定割合で算定しているところでございます。山陽小野田市が34%、宇部市が66%で計算しております。以上です。

伊場勇分科会長 250、251ページまで行きたいと思います。211ページの上段までです。

岡山明委員 財政基準財政需要額における消防費の推移ということで、宇部市と山陽小野田市がちょうど倍という記述だったんですけど、負担割合の数字が三十何パーセントという基準は何か、もう一度確認したいんです。

縄田消防課消防庶務係長 これは、人口とか、人口密度とか、あとコンビナートの有無など、そういった様々な補正係数があります。それによって、基準財政需要額の消防費部分が決まっており、宇部市と山陽小野田市の負担割合が決まります。

岡山明委員 消防運営計画は平成23年につくられた分で、合併の前ぐらいのときの話なんです。そのときに、基準財政需要額という形で山陽小野田市と宇部市に強化されて、これは金額的にはちょうど宇部市の半分という割合になっていたんですよ。人口で比べたら今、宇部市の人口15万人に対して山陽小野田市が6万人という状況で、その辺の割合でいったら、大体今言われた形なんだろうけど、逆にそういう財政の部分で話をする、市税とかそういう話をする、こういう運営計画においては、

金額的には半額という、そうじゃなくて今実際、運営費として山陽小野田市と宇部市が払っている、それぞれの割合というのは先ほど言われた形の割合で出ているという形でいいんですか。

伊場勇分科会長 繰り返しになるかもしれませんが、項目を挙げていただけたらいいかなと。人口と人口密度、コンビナートの三つですね。

縄田消防課消防庶務係長 お見込みのとおりでございます。

伊場勇分科会長 そのほか消防費で質疑はございませんか。

大井淳一郎委員 249ページ、山陽消防署埴生出張所整備事業ですが、進捗状況についてお答えください。

縄田消防課消防庶務係長 今、土地造成工事が終わりました、くいを打っているところでございます。ちょうど今日か明日ぐらいにくい打ちが全部完了しまして、それから残りの盛土をしまして建設工事に取りかかるという段取りになっております。一応工程どおりに進んでおります。

岡山明委員 今新しい埴生出張所の話がされたんですけど、前回視察に行ったときに、今回設置される新しい消防署の埋立ての位置が、今の消防署より、1メートル50センチメートルぐらい、私の膝下ぐらいに、そういう埋立ての状況になっているんですよ。今後、当然今よりかさ上げた状況で、今の消防署と同じ位置ぐらいに新しい消防署ができるかどうか。今の位置からいくと、50センチメートル低いという状況になっていますので、新しい施設に対するかさ上げの状態をもう一度確認させていただきたいんです。

伊場勇分科会長 造成して、今工事が進められていると思います。津波の対策としてかさ上げして工事をしているという認識でございますが、今のこ

とについて教えてください。

縄田消防課消防庶務係長 多分、委員が見られたのは、造成が終わった段階で、現出張所よりも少し低い形になっていると思うんですけども、これは、現在くい打ち作業をやっておりまして、くいを打つときのくい打ち機が、かなり重量があります。この作業をするときに擁壁に影響が出ない高さまで盛土をしておりまして、くい打ちが終わった段階で、現出張所よりも高い位置まで盛土をしてから出張所を建てるという形になっておりますので、今時点ではちょっと低いように見えるかと思います。

伊場勇分科会長 今は工事の途中ですので、事故が起こらないような取扱いということです。

白井健一郎委員 今回の山陽消防署埴生出張所の話ですけれども、債務負担行為として令和7年度まで、限度額900万円となっております、これは令和7年度に完成すると見てよろしいでしょうか。

縄田消防課消防庶務係長 この債務負担行為は、新しい出張所の外構工事になります。舗装周りやフェンスの工事を予定しております。現時点では、令和7年度中に供用開始する予定となっております。

白井健一郎委員 あと少し細かい話になりますが、この前というか、二、三か月前に視察に行ったときに——あそこはトイレがちょっと古いみたいです。どう認識していますか。

伊場勇分科会長 今回の出張所のトイレがということですか。今の質問は認識されているかどうかということですか。（うなづく者あり）

橋本消防課長 現状はよく把握しております。当然、職員には迷惑をかけているんですけども、もう間もなく完成ですので、そこまでは現状のままで

いかせていただく予定にしております。

伊場勇分科会長 そのほかの質疑はありますか。

森山喜久副分科会長 17節の備品購入費について説明をお願いします。

伊場勇分科会長 249ページ、備品購入費の機械器具費の42万9,000円について。非常備消防費ですね。機械器具費は何を購入するのかです。

山本消防課消防団係主任 17節の備品購入費でよろしいでしょうか。（発言する者あり）機械器具費は……

伊場勇分科会長 消防施設費じゃなくて非常備消防費のほうですね。

森山喜久副分科会長 2目非常備消防費の17節備品購入費を教えてもらっていいですか。その後にまた3目の消防費のほうも質問したいと思います。

山本消防課消防団係主任 非常備消防費の備品購入費にありましては、消防ホース13本を購入予定としております。以上です。

伊場勇分科会長 もう一つが、消防施設費の備品購入費の1,250万9,000円の内容ですね。お願いします。

縄田消防課消防庶務係長 これにつきましては、小野田消防署と山陽消防署の水銀灯をLED化するものでございます。以上です。

森山喜久副分科会長 全部で何灯換える予定でしょうか。

縄田消防課消防庶務係長 小野田消防署は屋外運動場とか玄関ホール、多目的ホールの水銀灯で、全部で25灯ほどLED化を行います。山陽消防署

については、車庫、訓練棟、街灯の水銀灯で、全部で１３灯を予定しております。

岡山明委員 ２４７ページの常備消防費の部分で、金額が１０億円出ています。

宇部市、山陽小野田市、１人当たりの消防費は大体どのくらいかかっているか、分かればお聞きしたいです。今、私が見る分では新しいのがないんですよ。平成２２年は市民の１人当たりの消防費としては１万５，０００円程度ということで、今消防費は１人当たりどのくらい使われていますか。

橋本消防課長 現状は１万４，８００円程度が１人当たりの負担になっています。

伊場勇分科会長 そのほかには質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、審査番号１を終わります。暫時休憩いたします。

午前１０時５５分 休憩

午前１１時 ５分 再開

伊場勇分科会長 それでは休憩を解きまして、分科会を再開いたします。審査番号２、税務課に関わる部分について、７４、７５ページの７目会計管理費のところですか。７５ページのところぐらいまでですね。

森山喜久副分科会長 １１節の役務費が昨年よりもかなり上がっていると思っているんですが、その辺の説明をお願いします。

大井税務課長 役務費の中の手数料、１，００９万１，０００円計上されておりますが、このうち税務課が関連するのは９９万円になります。この内

容といたしましては、コンビニ収納等の事務手数料、それと金融機関に口座振替データを伝送するための基本料金がこちらに計上されております。

森山喜久副分科会長　今コンビニ収納は大体何件ぐらいありますか。

大井税務課長　昨年度が４万８，９４６件、今年度が１月末までの数字になりますが、４万７，７０３件です。

伊場勇分科会長　よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、９０、９１ページの１５目地籍調査費です。（「なし」と呼ぶ者あり）次、１１２から１１７ページ。１目、２目ですね。税務総務費と賦課徴収費ですね。

森山喜久副分科会長　１１６、１１７ページ、１２節委託料になるんですけど、一番上のシステム改修委託料は、どのシステムの改修を行うのか教えてもらっていいですか。

大井税務課長　こちらは、税務の基幹システムのＣＯＫＡＳ－Ｒ／ＡＤⅡになります。

森山喜久副分科会長　昨年はシステム改修委託料が４８２万３，０００円だったのが、今回は１７０万５，０００円となっていますが、減ったのはどういった理由でしょうか。

大井税務課長　昨年度の予算で、軽自動車保有関係の手続のワンストップサービスと軽自動車納付確認システム、こちらが三輪、四輪を対象に運用するために改修しておりました。来年度から対象が増えまして、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車申告手続が追加されることになったことから、今年度に改修するものとなっております。それで金

額が若干減っております。

笹木慶之委員 115ページの償還金、利子及び割引料のことですが、これの内訳を教えてください。償還金とそれから還付加算金について加えてお願いします。

大井税務課長 こちらにつきましては、枠取りと言ったらおかしいですが、今現在、どこに幾ら返すというのが発生しているわけではありません。毎年同じ金額で枠取りをして対応させていただいております。

笹木慶之委員 それはそれで分かります。そういう想定をされておりますが、どのような状況で動いているかということを知っているわけです。かなりの金額が入っていますからね。

大井税務課長 一応ここ数年の実績等も勘案しながら、あとは年末に主要企業を回らせていただいておりますので、そちらのほうで確認しながら計上させていただいております。話を伺った限りでは、今のところ、大きい支出が出る感じではないので、例年と同じ金額を計上させていただいております。

笹木慶之委員 例年と同様ということだけど、これだけの金額は出るわけよね。この金額で大丈夫ですか。

大井税務課長 一応財政課とも予算編成の段階で協議させていただいて、もし急激に出たとしたら、補正予算ですぐ対応するという確約は得ております。

岡山明委員 117ページの賦課徴収費の分で、固定資産総合鑑定評価委託料1,200万円とあるんですけど、10ページの債務負担行為の中で4,500万円という金額が出ております。これを年にすると1,200万

円程度の費用になっているんですか。それが令和８年までという形になっていますか。

大井税務課長 こちらにつきましては、３年に１回評価替えに伴う形で出てきております。今回予算に上げているのは、令和９年度の評価替えに向けての作業で予算を組ませていただいております。今年度が今のところ１，２１０万円で、予算書の３０４、３０５ページを見ていただきますと分かりますが、上から二番目に、同じ業務名で入っております。こちらが令和７年度と令和８年度を合わせて４，５７１万６，０００円の債務負担を取らせていただいて、３年間でやる事業になります。一応、今年度は予算を可決していただきましたら、入札の手続きを取って業務を進めていきたいと思っております。

森山喜久副分科会長 同じく１１７ページの１８節負担金、補助及び交付金の地方税共同機構負担金は初めて出てきたのかなと思うんですけど、これの説明をお願いします。

大井税務課長 これは、以前まで地方税電子化協議会負担金という名称になっておりましたが、会の名前が変わりましたので、今回予算書での名前を変えております。

森山喜久副分科会長 それに合わせて２００万円負担金が増えたと認識しているんですが、その辺どうでしょうか。

伊場勇分科会長 なぜ増えたのか。

大井税務課長 こちらにつきましては、全ての地方公共団体が加入する機関の組織になり、e L T A X運用関係の経費を負担する形になります。固定額ではなく、システムの維持改修、開発の規模に応じて毎年異なってきます。

伊場勇分科会長 そのほかに質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは審査番号２は終了いたします。ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

伊場勇分科会長 それでは休憩を解きまして分科会を再開いたします。審査番号３番、総務課、人事課に関わるところで、まずは６４ページから６９ページ、一般管理費のところ質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

笹木慶之委員 ６５ページの報酬の中のいじめ調査検証委員会委員と、それから、あってはいけませんが、そのような実態があるのか。その対応についてもお答えください。

田島総務課総務法制係長 いじめ調査検証委員会委員についてですけれども、こちらは、学校などでいじめがあった場合に、教育委員会が行ういじめの調査について、市長部局も検証を行うという趣旨の委員会でございます。こちらについては、過去に実施したことはありません。以上です。

笹木慶之委員 これの管轄は教育委員会ではなしに、市長部局でやっているということですよね。

田島総務課総務法制係長 教育委員会が行ういじめの調査について、これの検証を市長部局で行うというところでございます。

白井健一郎委員 今と同じところをお聞きしますが、このいじめ調査検証委員

会を設置したのは、常設じゃないから設置と言えるか分かりませんが、この制度をつくったのは何年前からですか。

河田総務課長 平成２５年にいじめ防止対策推進法の施行がございまして、それを受けまして、教育委員会でまず調査をする。その結果、案件が重要な場合には、市長部局でも改めて調査をするという趣旨の法改正がございましたので、そのときから設置して対応しております。

白井健一郎委員 ということは、平成２５年から約１０年ですか。まだ１件も重大案件の報告はないと認識してよろしいですか。

河田総務課長 はい、重大案件は発生しておらないということでございます。

伊場勇分科会長 そのほか６９ページまで。

森山喜久副分科会長 ６９ページの１９節扶助費の見舞金３０万円の説明をお願いします。（発言する者あり）

伊場勇分科会長 １９節は生活安全課でございました。失礼しました。そのほか、よろしいでしょうか。

大井淳一郎委員 ６７ページなんですが、顧問弁護士委託料９２万４，０００円、顧問弁護士は今何人ですか。１人だけですか。

田島総務課総務法制係長 現在１人でございます。

大井淳一郎委員 多分市外の方だと思うんですが、山陽小野田市も弁護士は結構増えてきています。別に市内にこだわることはないんですが、やはりぱっと迅速に対応するためには、市内も活用したほうがいいかなと思うので、今後の予定はどうですか。

河田総務課長 顧問弁護士でございますけれども、もし万が一、訴訟案件になりました場合に、市内の弁護士の先生方、心強いというところでございますけれども、原告側として関与されるという可能性が非常に高うございます。その場合に、双方代理、利益相反になりますので、市としても御相談しづらくなるというところがございますので、現在のところ、市外の方をお願いするというメリットもあるのかなというところで、対応しております。

古川副市長 補足でございますが、顧問弁護士につきましては、総務課長が申したとおりでございます。それとは別に、法律相談で弁護士会に委託しております。今年度までは、下関地区の弁護士会をお願いいたしておりましたが、来年度からは宇部地区の弁護士会をお願いすることといたします。宇部地区の弁護士会に山陽小野田市の弁護士が今5人いらっしゃいますが、その方も所属していらっしゃいますので、迅速に市民法律相談に対応していきたいと考えております。予算の費目はここじゃないですけど、法律相談、リーガル面での対応ということではそのように考えております。

伊場勇分科会長 はい、分かりました。そのほか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、人事管理費、69から73ページまで。情報管理費まで行きたいと思います。

岡山明委員 71ページの役務費で、通信運搬費。この費用は広報紙の部分なんですけど該当しますか。

伊場勇分科会長 文書管理費の11節通信運搬費、1,700万円です。

田島総務課総務法制係長 役務費の通信運搬費につきましては、市から発送される郵便料などの費用でございます。

岡山明委員 広報紙の運搬費の費用はどこに入っていますかね。

河田総務課長 こちらの文書管理費には入っておりません。市民活動推進課で委託しておりますので、委託料になるかと思います。

森山喜久副分科会長 71ページの2目、18節負担金、補助及び交付金、山口県ひとづくり財団派遣職員給与費負担金の説明をお願いします。

福田人事課課長補佐兼人事係長 こちらの山口県ひとづくり財団派遣職員給与費負担金につきましては、山口県ひとづくり財団に各市町が順番に職員を派遣しております。その職員の給与費につきましては、人口規模、また研修派遣に出した職員の人数等に応じて案分して、負担しておるという形になっております。以上です。

森山喜久副分科会長 その三つ下に派遣職員給与費負担金1,045万8,000円がありますよね。これも説明をお願いします。

福田人事課課長補佐兼人事係長 こちらにつきましては、山口県から本市に、地方自治法に基づく派遣をしていただいております職員の人件費につきましては、本市で負担をする形になっておりますので、人件費の相当額について負担金として計上させていただいております。

森山喜久副分科会長 令和5年度まではなかったけど、令和6年度から1人ないし2人派遣される予定ということでしょうか。

福田人事課課長補佐兼人事係長 こちらの派遣職員給与費負担金につきましては、令和5年度までは補正対応、3月補正で計上させていただいておりましたが、もうこちらの派遣があるということで、当初から計上させていただいております。以上です。

笹木慶之委員 71 ページ、18 節負担金、補助及び交付金、一番下なんですが、職員資格取得補助金という欄がありますね。これはどのような目的で使っておられるのか。

福田人事課課長補佐兼人事係長 こちらの職員資格取得補助金につきましては、令和5年度から事業を実施しておりまして、職員の自発的な資格取得、スキルアップ等を目指す職員に対しまして、業務に関連する資格等を取られた際に、その一部を補助するという形で、こちらの補助金を要求させていただいております。

笹木慶之委員 令和5年度からということですが、要はその自発的な業務にということですけど、なかなか線引きは難しいと思うんですよね。これは何か明記されていると理解していいですか。

福田人事課課長補佐兼人事係長 こちらにつきましては、要綱を設置しまして、その要綱に基づいて補助金を支出しております。

笹木慶之委員 これは後日、要綱を頂いて結構ですか。

福田人事課課長補佐兼人事係長 はい、大丈夫です。

伊場勇分科会長 それでは今、この職員資格取得の補助金について、要綱があるということでございますので、これ資料を請求したいと思います。皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは資料を準備していただけたらと思います。それ以外のところの質疑について。

森山喜久副分科会長 同じ71 ページの一番上、12 節委託料、産業医の委託料の説明をお願いします。

福田人事課課長補佐兼人事係長 こちらの産業医委託料につきましては、職員の健康指導、高ストレスでの面談や健康相談等を、産業医にさせていただくための委託料となっております。

森山喜久副分科会長 今までの実績は、年間に何件ぐらいかというのを教えてもらっていいですか。

福田人事課課長補佐兼人事係長 大体なんですが、年間に１０件から１５件程度相談があります。

伊場勇分科会長 そのほか質疑はございますか。７３ページまで。情報管理費もよろしいでしょうか。

森山喜久副分科会長 ７３ページ、４目情報管理費の１２節委託料、電算機保守委託料の説明をお願いします。

伊場勇分科会長 ちょっと待ってください。（発言する者あり）７６ページから７９ページまで。財産管理費ですね。

森山喜久副分科会長 ７７ページ、８目財産管理費の１３節使用料及び賃借料の機械器具借上料の説明をお願いします。

河田総務課長 こちらの機械器具借上料でございますが、財政課の所管となります。

大井淳一郎委員 ７９ページの、積立金の中の庁舎建設整備基金積立金です。これは、計画があると思うんですが、どのようになっているか、改めてお伺いします。

田島総務課総務法制係長 庁舎建設整備基金積立金につきましては、耐震改修

工事を行いましたときに、今後２０年程度、庁舎を使い続けるようにしておりますので、約２０年後の庁舎の再整備のために積み立てるものがございます。以上です。

伊場勇分科会長 そのほか、よろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようなので次に行きます。８８から９１ページの１４目防災費についてです。質疑がありましたらお願いします。

森山喜久副分科会長 ９１ページの１８節負担金、補助及び交付金のところに、このたび無線従事者講習負担金とか山口県防衛協会負担金、山口県防災行政無線再整備負担金というのが新たに加わっていると思います。その３項目について説明してもらっていいですか。

奥田総務課主幹兼危機管理室長 まず、一番目に御指摘いただきました無線従事者講習負担金につきましては、山口県と共同で運営しております山口県防災の無線を運用する際に、無線の免許で、陸上第３種というか、ちょっと正式名称を忘れましたが、免許が必要になります。総務課全員で、防災当番体制をしておりますので、全員がその無線を扱うことができるように、２年に一度県に主催していただいております。この無線従事者講習会を令和６年度は開催する年になりますので、２人分ほど予算を計上させていただいているという状況になります。続きまして、山口県防衛協会負担金でございますが、こちらの防衛協会につきましては、防衛意識の高揚、防衛基盤の育成強化、自衛隊の活動の支援協力等を目的とした民間の全国組織になりまして、防衛問題に関する調査研究、情報交換、自衛隊の主要な行事等に対する支援協力などを行っている団体となります。国民保護に関する研究も行われておりまして、本市でも自衛隊については市の防災会議や国民保護協議会のほうにも参画して御協力いただいておりますところ、特に、国民保護については武力攻撃事態等に対処する必要があるございまして、本市のみならず、近隣市や民間企業との連携、連携を深めた対応が求められております。こうした中、近隣市であ

ります宇部市や美祢市という自治体に加えて、民間企業も加入されています。当協会の宇部支部への加入について、このたびお願いがございまして、関係各課で検討させていただきましたところ、防災や自衛官募集、事務などの横の連携を強化する必要があるということから加入することといたしました。最後になりますが、山口県防災行政無線再整備負担金でございます。こちらは、先ほど冒頭の免許のお話をさせていただきましたが、山口県の防災行政無線がかなり老朽化しておりまして、来年度更新の時期となっております。山口県下、関係市町と消防関係、全ての機器を更新いたしまして、山陽小野田市の機器の更新分の負担金として予算計上させていただいているものとなります。説明は以上です。

森山喜久副分科会長 最後の再整備負担金は、山陽小野田市分が1,700万円ということで、これは令和6年度のみという理解でいいのでしょうか。

奥田総務課主幹兼危機管理室長 御指摘のとおりでございます。

森山喜久副分科会長 あと、同じく18節の中ほどに地区防災会補助金がありますが、これの説明をお願いします。

奥田総務課主幹兼危機管理室長 地区防災会補助金につきましては、山陽小野田市内に11地区ございます。各自治会にはセーフティネットワークという団体を設けていただいております。こちらのほうで毎年、防災訓練をしていただいております。こちらの防災訓練に対する補助金として1団体当たり10万円を上限として、11地区分の110万円を計上させていただいているものとなります。

森山喜久副分科会長 このセーフティネットワークに対する補助金、防災訓練とかその辺もあるんでしょうけど、大体いつもいつぐらいにお支払いしているんでしょうか。

奥田総務課主幹兼危機管理室長 地区の防災訓練の前に、こういった訓練を行うという申請等を頂きまして、その後訓練を実施してお支払いするという形になりますので、おおむね秋口から冬にかけての時期が多いかと認識しております。

森山喜久副分科会長 というのは、今回地域づくり交付金のところに概算で一緒に組み込まれていると思うんですよね。そのときの審査のときに話をしなきゃいけない案件ではあるでしょうけれど、その交付金で一緒に払うのがいいのか、こういうふうに個別に払うのがいいのかという辺で、整理されていらっしゃるでしょうか。その辺教えてもらっていいですか。

河田総務課長 副会長の御指摘どおりで、本市は来年度からRMOの取組を進めていくということで、担当は市民活動推進課になりますが、一括でお渡しする補助制度を用意しておるところでございます。一方で、こちらにも同じようなものがあるという御指摘かと思えますけれども、こちらもRMOの組織の立ち上げ、これがいつできるかというところがなかなか確定し得ないというところがございますので、大変失礼なんです。仮に、立ち上がらなかった場合にお支払いできるように枠取りとして、11校区分の予算を計上させていただいております。早くに立ち上げていただいて、地域づくり交付金が使われる場合には、こちらのほうは不交付ということでの対応ができるような要綱の整理をしておりますので、そういった整理ということで御理解いただければと思います。

伊場勇分科会長 そのほかに質疑はございませんか。自主防災組織補助金が出てございますが、これも一律で配っているものなのか、それについて内容を教えてください。

奥田総務課主幹兼危機管理室長 こちらは、ほぼ各自治会が自主防災組織として登録していただいている団体に対して、自治会単位で行っていただく防災訓練に対してお支払いする補助金となっております。こちらの詳細

を申し上げますと、初めて自主防災組織を立ち上げたという団体がいらっしやいましたら、ちょっと加算を増やしておりますが、２回目以降につきましては再申請ということで、若干補助金額が少ないという形で実施しているものとなります。現在、自主防災組織を市内で立ち上げていただいている団体は２９３団体で、市内の全自治会数が３４４団体いらっしやいますので、ほぼ９３％以上、ほとんどの自治会が自主防災組織を立ち上げていただいているという状況になりまして、立ち上げていただいている団体が訓練をされたときにお支払いする補助金となります。

伊場勇分科会長　立ち上がってない団体については、市は何かアプローチしているんですか。

奥田総務課主幹兼危機管理室長　広報紙などでも周知させていただいているんですが、主に出前講座のほうで、立ち上げられていない団体については、そういった制度もございますし、ぜひ団体の中での防災意識の高揚を含めて自主防災組織を立ち上げていただきたいというお願いをしているところでございます。

伊場勇分科会長　分かりました。防災意識、危機意識の問題だと思います。来年度は、庁内での訓練はどういうふうになっているんですか。

奥田総務課主幹兼危機管理室長　来年度のことでございますので、まだ詳細までは決めておりませんが、コロナ禍も過ぎまして、関係団体を呼んだり、昨年度までとは違った実質的な机上訓練を行いたいと考えております。

伊場勇分科会長　そのほか、防災費については大丈夫でしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは次、１１０から１１３ページ。３１目の本庁舎改修事業費のみです。

大井淳一郎委員　この本庁舎の改修はもうほぼ終わりということですか。進捗

状況を教えてください。

田島総務課総務法制係長 内装工事につきましては、皆様の御協力もございまして、建築主体機械設備工事については、3月11日をもって監理室検査を終えております。電気設備工事につきましても、本日ちょうど監理室検査を終えまして、無事完成となっております。工事監理業務ですとか、外でしております思いやり駐車場の整備工事とかはまだ完成を迎えておらないところですが、ただ、年度末までには完成予定でございます。というところで、今年度中の工事はほぼ完了の見通しが立っておるところでございます。来年度予算で計上させていただいております内容については、本庁舎の敷地内にあります他の建物の解体であったり、また代替建物の建設であったりというところに着手するための予算というところでございます。

伊場勇分科会長 そのほか、本庁舎改修のところよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に参ります。122から125ページの統計調査費の中で、統計調査総務費と基幹統計調査費の二つでございます。1目は統計調査総務費、2目が基幹統計調査費、この二つでございます。（「なし」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）職員の資格取得の補助金要綱ですね。交付要綱についてでございます。目的等々を書いておりますが、例えばなんですけど、こういった資格が考えられるのか、想定できる範囲で結構ですが、教えていただけますか。

古屋総務部次長兼人事課長 この資格取得は、自己啓発の一環として、公務能力の向上に資するような資格を取った場合に助成するというものでございます。今、お配りしている様式1号という部分で、職員が資格を取得しようと思えば、事前に人事課に申請を出していただくようになります。その際、一番下に理由とかもあるんですけども、そういう資格を取ってどうしたいのか、どのように公務に生かしていくのか等々を書いていただいて、まず人事課で審査をします。問題なく、オーケーだということ

であれば、決定通知書を出して、そこから資格を取得していただくということになります。資格を取得された場合に助成するというような制度となっております。なお本年度は10名の方が資格を取得しておられます。例えば、建築基準法の適合判定資格、これは2名の方が取られました。あと、デジタルの関係でございますが、ITパスポートとかですね、あと、農林水産課の関係で狩猟の免許、わなを仕掛けるためのものを取得しているというようなものがございます。

伊場勇分科会長 この資格取得補助金についての要綱が出ましたが、質疑はございますか。

笹木慶之委員 ちょっと関連して尋ねておきますが、狩猟免許のところですね。これは期限があるでしょう。3年という有効期限があって、取り直さないといけんのじゃないですか。それはどうなのでしょう。

伊場勇分科会長 資格の更新等についての補助はあるのかということですか。

笹木慶之委員 実は私も取りに行ったわけですよ。一回取ったら3年ぐらいしか有効期限がなかったと思うんですよ。それを取り直さなきゃいけないけど、それでいいんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 今の要綱では、更新する場合は助成の対象にはしていないというのがあります。あくまで自己啓発として勉強するという意図でございますので、更新は対象にはならないということになっております。

伊場勇分科会長 そのほかよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号3は以上といたします。それでは午前中の審査を終わる前に、議会費の中で63ページ、13節の使用料及び賃借料のシステム利用料について、前年度から下がった予算になっていきますがという

ころの説明についてお願いいたします。

中村議会事務局次長 先ほどは失礼しました。この令和5年度の当初予算については、事務局で調べた中で会議システム、それから通信料の積み上げで予算要求しておりました。実際プロポーザルによって、それぞれシステムがキッセイコムテック、通信料についてはN T Tドコモになりました。そのプロポーザルの結果、出た額になるので、当初予算のときはそれが反映されていなかった。なので、令和6年度の当初予算がほぼ令和5年度の決算と近似するということで御理解いただけたらと思います。

伊場勇分科会長 実際かかったお金について、この予算を計上したということでございます。質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは午前中の審査を終わります。午後1時から分科会の審査を再開いたします。審査番号5番、審査事業1から入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは休憩に入ります。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

伊場勇分科会長 それでは、休憩を解きまして午後の審査を続けます。議案第11号令和6年度山陽小野田市一般会計予算について、審査番号5番から、審査事業1、デジタル化推進事業について資料の説明を執行部に求めます。

山根企画部次長兼デジタル推進課長 審査対象事業番号1、「デジタル化推進事業」について御説明します。予算審査資料の4ページを御覧ください。人口減少や高齢化、それに伴う税収の減少が進む中、不足する人材や財源を補いつつ、様々なサービスの質向上を図るとともに、より効果的に自治体を運営するため、本市においても、デジタル化を推進していると

ころです。そのための体制整備として、令和3年度に企画部内に「デジタル推進室」、現在の「デジタル推進課」を設置し、本市に求められる「デジタル化」推進の施策を立案するほか、関係各課との調整を行い、全庁的に取り組んでいくための推進役としての役割を担ってきました。なお、市職員だけでは「デジタル化」のノウハウが不足することから、国の「地方創生人材支援制度」を活用して、デジタル技術に精通した民間事業者である日本情報通信株式会社から、令和3年度、4年度の2か年は、デジタル推進室長として社員を常勤で派遣、今年度からは、デジタルアドバイザーとして、必要に応じてふさわしい方を非常勤で派遣いただいています。この「デジタル化推進事業」は、本市のデジタル化推進に向け、日本情報通信株式会社からの支援を受けるのに必要な経費が主なものとなりますので、デジタル化推進における取組全般について御説明します。予算審査資料の4ページの「山陽小野田市におけるデジタル化の方針」を御覧ください。市のデジタル化については、デジタル技術を活用し、地域課題の解決や市民生活の質向上を図る「スマートシティ」と、市役所の業務にデジタル技術を取り込み、窓口サービス向上や業務効率化を図る「スマート自治体」の二つの面から取り組んでおります。予算審査資料の5ページを御覧ください。まずはスマートシティの取組ですが、デジタル推進課が中心となって取り組んでいるものとして、三つの事業があります。一つ目は、高齢者などデジタル機器に不安を感じる市民を対象にした「デジタルデバイド対策」事業です。令和3年度から、地域交流センターと連携してスマートフォン教室を開催しています。今年度からは、シルバー人材センターと連携した講師・アシスタントの養成講座を別途開催して、地域においてスマートフォンの使い方を相互に教えることができる仕組みづくりを目指しており、来年度も継続する予定です。二つ目が、「DX協創プラットフォーム」事業です。地域課題を解決するために、産・学・官がともにアイデアを出し、ともに考えながら、スマートシティにおいて提供する新たなデジタルサービスの実装に取り組む「場」を形成するものです。令和4年度と5年度に開催しました。令和4年度に提案された「データを活用した健康づ

くり」事業については、今年度から事業化しています。また、今年度についても、地域づくりに関する提案がありました。今後、DX協創プラットフォームについては、提案のあった事業を推進していく際に、事業ごとに必要に応じて開催して行く予定です。なお、この事業については、デジタルアドバイザーの契約とは別に契約を締結し、日本情報通信の支援を受けながら取り組んでいます。そして三つ目が、令和4年度に「DX協創プラットフォーム」において提案された「データを活用した健康づくり」を具現化した「理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進」事業です。この事業の概要ですが、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業について、今年度から3年間で、実証を行いながら事業化するとともに、データ連携基盤を段階的に構築するものです。また、山口東京理科大学と連携し、健康データの分析、分析データの活用に取り組めます。なお、この事業についても、DX協創プラットフォームで提案を受けたのち、デジタルアドバイザーの契約とは別に契約を締結し、事業の立案段階から日本情報通信の支援を受けながら取り組んでいます。資料の6ページを御覧ください。スマート自治体について、デジタル推進課が中心となって取り組んでいる事業を説明します。市役所の業務をデジタル化するスマート自治体については、市民サービス、窓口サービスの向上を図るものと、市職員の業務の効率化を図るものがあります。市民サービス、窓口サービスの向上を図る事業としては、住民票の写し、戸籍謄本、印鑑証明等の交付手数料をクレジットカードや電子マネー等で支払い可能なキャッシュレス端末を市民課窓口へ導入、そして、市の公式LINEの開設があります。これらについては、令和4年度に、日本情報通信株式会社から派遣されたデジタル推進室長の下、取り組んだ事業となります。業務の効率化を図る事業としては、令和2年度から先行して取り組んできたAI-OCR・RPAの活用、職員へのDX研修、そして今年度から重点的に取り組んでいる生成AIの導入があります。DX研修については、自治体職員に求められる変革意識の醸成及びデジタルを活用した地域課題の解決事例の把握を目的とし、令和4年度に日本情報通信から講師を派遣していただいて開

催しました。今年度は、生成ＡＩの導入に重点的に取り組みました。効果的な活用方法や注意点をまとめたガイドラインの作成、自治体専用ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）上で生成ＡＩを利用できる環境の整備、職員が効果的に使えるようにするための研修の実施などがあります。また、山陽小野田市の独自の情報、例えば、市議会の議事録や条例などの例規を学習させ、それらを反映した回答の生成にも取り組んでいます。生成ＡＩについては、１年前から急速に普及してきた技術ですが、他自治体に先駆けて市の業務に導入することができたのは、日本情報通信株式会社との協創による取組の結果であると考えています。来年度以降も、業務改善につながるよう、職員研修を交えながら生成ＡＩの活用をさらに推進する予定です。資料の７ページを御覧ください。日本情報通信株式会社より、デジタル化に向けた支援を受けるようになってからの３年で、様々な成果がありました。市のデジタル化機運、デジタル化推進における理解が高まったこと、スマートシティの取組、具体的には健康データを活用した健康づくり事業に着手することができたこと、他自治体に先駆けて生成ＡＩを本格的に導入し、職員の業務の効率化につながっていること、複数の部署とデジタル化に向けた事業化に協力して取り組んでいること、以上が成果であると考えています。一方で残された課題もあります。窓口のデジタル化をさらに進め、市役所窓口の利便性向上を図る必要があること、今後も発展する生成ＡＩを積極的に活用しながら、全庁的な業務改善につなげる必要があることです。令和６年度の当事業の推進に当たっては、引き続き、日本情報通信株式会社の支援を受けながら、この課題の解決に取り組むたいと考えています。予算書の７８、７９ページを御覧ください。２款１項、９目企画費、８節旅費、普通旅費９０万円のうち２０万円を先進地の視察や研修会などの旅費として計上しております。１２節委託料、アドバイザー業務委託料１３９２万円のうち６００万円をデジタルアドバイザー業務に係る委託料として計上しております。説明は以上になります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 令和３年度、令和４年度は常勤でデジタル推進室長に来ていただいて、令和５年度からは非常勤ということで、恐らく令和６年度も続けていくんですが、常勤から非常勤に切り替えられた要因はどこにあるのでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 当初、デジタル人材を招致するに当たって、国の地方創生人材支援制度を活用しました。これは、国がデジタル人材と地方自治体のマッチングをするという仕組みですが、基本的には２年間の制度となっております。その２年間の間に、日本情報通信からデジタル推進室長として派遣していただき、先ほど成果の説明にもありましたが、スマートシティについて、一定の事業化ができたこと、あるいはデジタル化の機運の醸成等が一定程度できたことといった成果がありました。そういった成果を踏まえたことと、２年間の常勤の派遣に加えて、会社からその事業に応じてバックアップしていただくというような体制もできたところではあります。そういった関係づくりができたということも踏まえ、一定のめどが立ったというところで、今年度からは非常勤対応とし、事業に応じて必要な方、ふさわしい方を、その都度派遣していただくという形に変更したところです。以上です。

大井淳一郎委員 先ほどの説明で、アドバイザリー業務委託料の６００万円のデジタルアドバイザーが非常勤に当たるという理解でよろしいでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 お見込みのとおりです。

大井淳一郎委員 必要に応じてということですが、６００万円渡し切りとかではなくて、必要に応じて業務委託をかけて行って、場合によっては不執

行という理解でよろしいでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐　これから契約をすることになりますが、契約に当たっては、どういった事業をするか、ある程度詰めた上で、それに当たって、どの程度の人材の派遣が必要なのかというのを計算してからになります。その計算に当たって、もしかしたら、600万円から下がる可能性はありますが、今のところ残された課題として窓口の改善と、あとは生成AIのさらなる活用を考えていますので、600万円程度必要であると考えて予算立てしております。以上です。

森山喜久副分科会長　4ページのところで、山陽小野田市におけるデジタル化の方針が示されています。その中で、デジタル化について、左側に書いてありますが、その中でアナログ的な生活様式からの転換とあります。市としてLINEの登録数を増やそうとする取組は令和5年度は進めてきたとは思いますが、実際今どれぐらいの方がLINE登録しているのでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐　LINEについては、シティセールス課が主に所管しておりますが、今5,700人くらいが登録されていたと思います。以上です。

森山喜久副分科会長　その中で、アナログ的な生活様式からの転換と示されながら、取り残される人とか、まだスマートフォンを持っていらっしゃる方とか、そういった技術的な部分に疎い方もいらっしゃると思うんですけど、そういった方々に対して、今からスマートシティ、スマート自治体として、どういった取組が今考えられるか、答えられる範囲でいいので教えてもらっていいですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐　特に高齢者になると思うんですが、デジタルが苦手な方はかなりいらっしゃると思います。そういう方もいらっしゃる

ますので、もちろん全てをデジタル化するわけではありません。公式LINEが始まりましたけど、広報紙も残っておりますし、今後、窓口のデジタル化を進めないといけないんですが、もちろん窓口自体がなくなるわけではありません。もう一方で、せっかくデジタル機器という素材を使えば便利になることもあると思いますので、それを積極的に使ってもらえるような仕組みというところで、デジタルデバイト対策を行っております。地域交流センター、市民活動推進課、あるいはシルバー人材センターとも連携して行っているんですが、高齢者の方が少しでもそういうのに不安がなくなるような取組を進めていく必要があると考えております。以上です。

森山喜久副分科会長 各地域でそういった学習、講習をぜひお願いしたいと思います。示された中での事務事業調書、1ページ、2ページになるんですが、先ほど言われましたようにアドバイザー業務委託料は600万円という話なんですけど、これについては、年間契約ではなくてその都度の契約というイメージでいいのでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 来年度になりましたら、年間で契約する予定にしております。

森山喜久副分科会長 その中で、1ページの下で、効率性、コスト効率でデジタル化推進に係る交付税措置があるという部分は、令和6年度に関して言えば、620万円の予算があります。それについて交付税措置はされる見込みはあるのでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 交付税措置として、令和5年度、CIO補佐官の外部任用という制度で交付税措置があります。今年度に関しては、そういった適用する部分がありましたので、その申請を今行っているところです。来年度については、また事業内容を検討することになりますが、このCIO補佐官等の外部任用を適用すれば、交付税措置が可能になる

とは思っています。ただ、今、まちづくり魅力基金が当たっているので、その辺の関係を担当課と調整させていただきたいと考えております。以上です。

岡山明委員 スマートシティの取組についての話ですけど、最初の部分で、デジタルデバイト対策ということで、地域交流センター、シルバー人材センターと連携した教育の実施ということで、令和５年度に取組を進められているんです。対象人数でいくと、実際にどのぐらいの方が研修を受けているか、数を掌握していますか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 今年度は二つの事業を行っております。一つは、市のお金を使った地域交流センターと連携した活動、もう一つが、県の補助金を使ったシルバー人材センターと連携した取組、この二つを行っております。一つ目の地域交流センターで行った取組については、各地域交流センターで行っておりまして、一館当たり、大体十六、七人ぐらいの参加者がいらっしゃいます。その方たちが５回の講座を受けている状況です。もう一つ、県の事業を使ってシルバー人材センターと連携した取組については、１６人の参加者が５回ほど講座を受けられております。以上です。

岡山明委員 細かく聞きます。市が十五、六名で５回と。県も同じく１６名ぐらいで５回は、当然対象者は違うんですね。同じメンバーでないということですね。

佐貫デジタル推進課課長補佐 基本的に違うメンバーとなっております。以上です。

岡山明委員 今年度も継続して——その辺のスケジュールは大体決まっているんですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 令和6年度については、実はデジタルデバイト事業の本市の事業については、市民活動推進課でやっていただくようになっております。というのが、地域交流センターと連携してやりたいということと、先ほど事業のところでも説明があったんですが、地域の人で教え合える仕組みをつくっていく必要があると思っております、デジタル推進課がやるよりも、市民活動推進課がやったほうがよりやりやすいのではないかとこのところ、予算の移管をしているところです。県の事業については、引き続きデジタル推進課で40万円ほど予算計上させていただいておりますが、これについても、シルバー人材センターと連携しながら、地域で教える仕組みをつくるということになりますので、引き続き行っていきたいと考えております。以上です。

伊場勇分科会長 デジタルデバイト対策についても、事業の進捗等々によって、このアドバイザーを600万円の範囲で派遣することもあり得るという理解でよろしいですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 これについては、日本情報通信株式会社からのアドバイザーというよりは、スマートフォンの使い方に詳しい携帯ショップの方とかがふさわしいので、そういう方に委託して行いたいと考えております。

伊場勇分科会長 分かりました。であれば、アドバイザーの方は日本情報通信株式会社の方に限らず、いろいろなところからアドバイザーとしてお願いすることがあるという理解でいいですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 ややこしくなっているんですが、審査事業になっているデジタル化推進事業に関しては、市の職員の窓口業務とか、スマートシティとか、どちらかというと地元では少し難しいところをアドバイザーにお願いしようという予算となっております。それとは別の事業で、デジタルデバイト対策事業を持っておりまして、そちらのほうは

地元の企業、携帯ショップなどと連携して行っているという状況になります。

白井健一郎委員 5 ページのデジタルデバイド対策で、スマートフォン教室の開催とありますが、具体的には、難易度といいますか、どのくらいスマートフォンが扱えるようになるような教室を開いているのでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 参加者の方にレベルの差はあるんですが、基本的に、初めて使う、あるいは持っているけどほとんど使っていない方を対象に行っております。ですので、スマートフォンのスイッチの入れ方から、インターネットの検索の仕方、あるいは、若い人から高齢者まで使っているLINEの使い方、若者ほどにはいかないと思うんですが、ある程度スマートフォンを使ってみようと思ってもらえる程度のレベルに持っていけるようにというところで取り組んでいるところです。

白井健一郎委員 4 ページに戻っていただいて、先ほどもありました山陽小野田市におけるデジタル化の方針で、手法のところの下二つに、スマート自治体に対応する——一つが市民サービスの向上は、利用する市民側が利便性を持って使えるようになるということ、その下に行政業務効率の向上ってありますが、これは例えば行政、市役所だったら、市役所側の業務効率が向上するということだと思うんですけども、どちらもデジタル化にすれば、どちらも右肩上がりに向上するという単純な問題ではないと思うんですよね。確かに業務効率の向上というのはあるかもしれませんが、一方、市民側からしたら、例えば最近だったら、市役所ではありませんけれども、確定申告がありますよね。確定申告は、e-Taxを使うんですけども、e-Taxで、果たして本当に便利になったなと思う人が多いのか、それとも手順が面倒くさいな、不便になったなと感じる人も多いと思うんですよ。ですから、それを解決するためには、行政手続のデジタル化と言いますが、アナログ化も残して、デジタル化を加えるという方針が好ましいと思うんですけども、その

点どうお考えになりますか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 私もそのように思っております。デジタル化を進めるに当たって、あくまでも、デジタルでやったほうが、わざわざ市役所に行かなくても便利だと思っておられる方は積極的に使っていただきたいと思っています。ただ、特にe-Taxが使われた方は難しいということもあると思います。そういう方のために、窓口業務を残していくということも当然必要なことであるとは考えております。以上です。

白井健一郎委員 窓口業務について、アナログを残すとする、行政の窓口としては、アナログとデータの二つになるわけだから、アナログ一つ、あるいはデジタル一つよりも余分な手間がかかるわけですね。その手間を残す行政側からしたら、その手続が複雑になるんだけど、市民サービスからしたら市民サービスの向上となる複数の手段を残すつもりがあるのかどうかをお答えいただきました。要するに、私が言いたいのは、市民サービスの向上と業務効率の向上は、同じように右肩上がりになるのではなく、時に対立する、ベクトル的には反対のほうを向く考え方だと思うんですけれども、その点どうでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 委員がおっしゃったように、デジタル化を進めていく途中のときに、確かにそのデジタルで出たものと、窓口に来られたもの両方があるので、手間に感じるというところもあると思います。ただ、窓口に来られる方が少なくなると、その対応の時間が少なくなつて、その分、ほかの事務処理に時間を当てられたりとかもあります。徐々にオンラインで手続をされる方も増えていくと思いますが、これは取り組まない限りは進みません。最初のところは手間に感じる部分もあるかもしれませんが、進めていく必要があると考えております。

大井淳一郎委員 7ページの残された課題、窓口のデジタル化と生成AIのさらなる活用、今までの話を聞くと、恐らくこれがアドバイザーを活用

していくということとと思っているんですが、具体的に窓口のデジタル化を進めると窓口がどうなるんですか。説明していただけますか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 民間でも、基本的にオンライン手続がどんどん普及している状況です。市役所は、その点がまだ紙での申請が多くなっておりますので、紙で出す必要がなくなるように持っていきたいというところが我々の目標です。それに伴って、職員の負担が軽減していくようになればいいと考えております。

大井淳一郎委員 窓口には直接行かなくても、スマートフォン等、電子でできるというパターンをつくるのと、窓口にタブレットみたいなものを置いてそこでボタンを押せば申請できるということを想定しているんですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 窓口の在り方は、よく「書かない窓口」、「来させない窓口」、「待たせない窓口」とか、いろいろ表現があるんですが、二つの側面がありまして、窓口に来なくてもいいという一つのデジタル化もありますし、来た場合に、より手間が少ない、書かなくても済むという両方の側面があると考えております。

大井淳一郎委員 デジタル化については分かりました。生成ＡＩについて、よく耳にするし、テレビでもよく出てくるんです。今、本市では生成ＡＩを取り入れて、これによって業務の効率化が図れると説明を受けたんですが、実際に生成ＡＩを取り入れてどのような部分が業務効率化につながったのでしょうか。

山根企画部次長兼デジタル推進課長 生成ＡＩを活用するに当たって、市では研修会を開いておりまして、その研修会の中でアンケートを取っております。まず、実績は１０月下旬から開始したんですけれども、１１月の利用者が１２７名、１２月で９１名、１０６名、１１４名が実数として上がってきております。それに伴って研修を重ねるごとに、使われる頻

度も増えております。これが文字数で現れているんですけども、11月が121万文字、12月が168万文字、1月が473万文字、2月が446万文字と利用実績が上がってきております。そして、実際のアンケートの結果ですけれども、基礎編の研修を行ったときに参加者に対してアンケートを取っております。参加者258名中、アンケートの回答を頂いたのが140名で、「生成AIを利用することで業務の効率化が向上できると感じますか」という問いに対して、「全くそう感じない」という方が2名いらっしゃったというところがございます。ということで、99%が有効だと捉えていまして、1%の方が感じてないという回答を頂いています。実際には、まだ使い方に慣れていないというところもあって、自分の思うような回答を得られていないところがこの1%に係っているんじゃないかなと感じております。以上です。

大井淳一郎委員 私が聞きたかったのはアンケートとかではなくて、生成AIを導入することによってどのような業務が効率化されたかということです。

山根企画部次長兼デジタル推進課長 アンケートの中で、使い方についても取っております。一番多いのが文書作成です。挨拶文を作成したりするものです。あとは、文書校正がございます。これは、案内をするときに、その案内文が正しい表現になっているかどうかを見ていただく文章校正です。次に、アンケートを取ったときに簡単なデータ分析をしています。アイデア出し、比較検討という使い方がございます。専門的になりますけど、プログラムも書いて記述してくれるんです。エクセル関数とか、エクセルの裏で動くマクロの生成とかも非常に得意としております。以上が効率化につながっています。

大井淳一郎委員 この手のやつで必ず出てくるんですが、そこで起案とか全部やってくれると楽なんですけれども、間違いがあっちゃいけないと思う

んですが、それをちゃんとチェックする体制はどのようになっていますでしょうか。

山根企画部次長兼デジタル推進課長 先ほども説明の中で御報告いたしました
が、ガイドラインを作成しております。この中で、そのまま外に出す
とか、そのまま発送してしまうとかについては、必ず再度確認するよう
とか、気をつけてくださいとかいうような形でガイドラインを作成して
おります。もう一つは、著作権の問題もあるので、ここについても慎重
に扱うようにということにしております。

岡山明委員 5 ページに戻ります。スマートウォッチの件です。このスマート
ウォッチのデータを集めている状況と思うんですけど、その辺の状況は
今どこまで進んでいるか。実際に市民に反映できるようなデータベース
ができているかどうか。その辺をお聞きします。

佐貫デジタル推進課課長補佐 この事業については、今年度は実証を行うとい
うところで行ってまいります。健康増進課と一緒に協力して取り組ん
でいるんですが、健康増進課で主催して行っております糖尿病予防教室
の参加者に、スマートウォッチを貸与して、約半年間、事業を行いました。
その中で、毎日歩数、あるいは消費カロリー等のデータを収集して
もらって、それを頂いて、それを基に毎月保健指導を行うという形で、
今回参加者が21人ほどいらっしゃいました。ほとんどの方が、何らか
の改善、より運動するようになったとか、消費カロリーが伸びたとか、
あるいは体重が減少したとかという成果があったと考えております。半
年間で事業は終わったんですが、3分の2の方が引き続きスマートウォ
ッチを継続して付けられております。来年度以降は対象者を増やして、
さらに行っていきたいと考えております。以上です。

岡山明委員 スマートウォッチの数で、今大体21名が対象者としていらっし
やるということですが、スマートウォッチの事業の拡大の上で、スマー

トウオッチの台数の増大に予算をかけて、市民に健康増進を図るという意味で、数を増やすとか、その辺はどう考えているのか、お聞きします。

佐貫デジタル推進課課長補佐 この事業は3年間である程度持っていきたいと考えております。来年度は70台増やして、3年目には150台になるような計画でおります。もちろん、それ以外にも、御本人がスマートウォッチを持っていいらっしゃる方も結構いらっしゃると思いますので、その方のデータも使えるようなことも考えていきたいと考えております。以上です。

伊場勇分科会長 アドバイザリー業務の、アドバイザーとの契約によるかもしれませんが、1人1時間幾らとか、1事業で幾らとかその辺の積算はどのようにされたのか、お聞きします。

佐貫デジタル推進課課長補佐 1時間単位の単価と旅費の単価で計算しております。1時間当たりの単価は、税込みで1万4,300円、旅費の単価は宿泊費、あるいは往復の交通費で6万500円と計算しております。以上です。

笹木慶之委員 先ほど来から話があったように、7ページに残された課題ということで、窓口のデジタル化、生成AIのさらなる活用ということですが、これを課題として捉えて移行させようとしておるんだけど、前のページに戻ってもらうと、令和6年度を取組ということで、導入業務のさらなる拡大、あるいは業務改善に向けた研修、さらには職員全体への波及効果等々が書いてありますよね。非常に漠然としているんだけど、それに対してあなた方の事業の取組をすることによって、本当にどのように皆さんに伝わっているかどうかということなんです。さらに、最初のところなんですけど、視点として妥当性、有効性、効率性、もちろん新たな事業の取組としての姿勢は分かるんだけど、本当に職員の皆さんがしっかり認識しておられるのかどうかです。この間、税務署の申告

の話もありましたが、私も行って話を聞いてみましたけど、非常に戸惑いがあった。市民の皆さん、物すごく長い間行列をつくって、朝に順番を取ると。しかし、結果的に見たら、皆さん誰も、自動的に動いていない。果たしてそれでいいのかな、どうなのかなという気がしました。もちろん、今、移行的な時期であるだろうと、ある面で言えば、大きな変革の時代であるかもしれないが、なかなかその実態が見えないような状態なんですよ。口で話をしても、事業効果が伝わってないと思いますよ。本当かなと思うんだけどね。もちろん一つ一つのクリアが必要かと思うんだけど、あなた方が説明したほどの進捗状況はあまり感じられないと思うんだけど、それをどう思っていますか。

山根企画部次長兼デジタル推進課長 生成A Iの話になるんですが、先ほど御説明した、研修を行った後のアンケートがもう生の声になるんじゃないかなと思っております。アンケートを分析することによって、今後の展開を考えているという状況ではございます。

笹木慶之委員 そうすれば、アンケートの実績が出ているんだから、それに基づいて新たな連動事業を展開するという方向性に間違いはないということですね。

山根企画部次長兼デジタル推進課長 お見込みのとおりです。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、審査事項の1は終わりたいと思います。それでは、予算書に移ります。72、73ページ、情報管理費から行きます。財政管理費の次のページの4目、6目でいかがでしょうか。

森山喜久副分科会長 73ページ、12節委託料、電算機保守委託料の説明をお願いしたいと思います。

山根企画部次長兼デジタル推進課長 電算機保守委託料 8 7 5 万円の内訳でございますが、一つ目が、やまぐち自治体クラウドのハードウェアの保守で、これが 4 8 1 万 8, 0 0 0 円でございます。四つございまして、あと三つあるんですけれども、次が、住民情報系のハードディスクが故障した場合の返却不要サービスがございまして、これは以前、返却されたハードディスクが勝手に売られて情報漏えいになったという事件があった対応のためのもので、ハードディスクが壊れたからといって返すのではなくて、買い取るという契約を結んでおります。それが 1 5 3 万 7, 1 4 0 円でございます。次に、行政手続のオンライン化のシステムの機器保守でございます。2 1 2 万 5, 2 0 0 円となっております。最後に、住民情報系の通信機器の保守でございます。2 6 万 9, 5 0 0 円となっております、円単位で言いますと 8 7 4 万 9, 8 4 0 円でございます。以上です。

森山喜久副分科会長 実際に、前回は 1, 5 0 0 万円の予算を組んでいたんです。令和 5 年度当初は 1, 5 8 4 万円です。今回も約半額近い。4 項目言われたんですけれども、その分の単価とか件数とかが減ったのかどうか、その辺確認させてもらっていいでしょうか。

藤田デジタル推進課情報管理係長 令和 5 年度から減額となった原因の一つは、令和 5 年度に更新した行政系の仮想化サーバーの保守料が主な原因です。令和 5 年度は賃貸借終了後の保守延長のため委託料の項目に保守料を上げております。令和 5 年度に更新し、保守料込みで賃貸借契約しましたので、令和 6 年度からはその分が減っています。

森山喜久副分科会長 予算書で言えばどこに該当するのかを説明してください。

藤田デジタル推進課情報管理係長 1 3 節使用料及び賃借料の機械器具借上料の中に上がっております。

森山喜久副分科会長 13節使用料及び賃借料の機械器具借上料が今回はかなりの金額になっていますけれど、前回の1,400万円から上がっていますよね。令和5年度から、その部分が今言った行政系サーバーの分と理解してよろしいでしょうか。

藤田デジタル推進課情報管理係長 主な原因はおっしゃるとおりでございます。

森山喜久副分科会長 機械器具借上料と書かれている中で、今言われたような行政系サーバーとか言われる状況で、実際に主なもので、こういったものがあるんですか。行政サーバーで、例えば、パソコンでどれぐらいとか、具体的に教えてもらえませんか。

藤田デジタル推進課情報管理係長 主なもので、一つは先ほど申し上げました、行政系の仮想化サーバーの賃貸借料、それから、職員の端末の賃貸借料、我々が持っている端末の賃貸借料です。それから、インターネットの通信機器の賃貸借料、その他、LGWANネットワークの機器の賃貸借料、そのほか、戸籍システムの賃貸借料が賃貸借料の内訳になります。以上です。

森山喜久副分科会長 皆さんが持っている端末について言われたと思うんです。出先を含めた全体でどれぐらいあるものなんですか。

藤田デジタル推進課情報管理係長 この予算に上がっている賃貸借料の中で言うと、行政系で600台、そのほかで別途調達のもので30台から40台程度でございます。住民情報系としまして、約210台程度の端末がございます。以上です。

伊場勇分科会長 4目、6目についてよろしければ、76から81ページ、財産管理費と企画費の中で、企画課、デジタル推進課、財政課に伴うところでは。

笹木慶之委員 77ページの減債基金積立金の4万2,000円という端数の処理をしているんだけど、どういう思惑があるのか。

山本財政課長 こちらの金額につきましては、一応利息ということになってまして、普通預金ですと、0.01%がずっと続いています。基本は、普通預金をベースに今は運用していますが、一応不測の事態を想定して、その4倍の利率を掛けて千円単位にしたものです。

伊場勇分科会長 そのほか、企画費も入りますが、いかがでしょうか。

森山喜久副分科会長 79ページ、12委託料、アドバイザリー業務委託料が1,392万円あります。先ほど600万円はデジタル推進課でという話だったんですけど、それ以外の分はどうか。説明をお願いします。

佐貫デジタル推進課課長補佐 残りが792万円になるんですが、スマートウォッチを使った健康づくりとか、山口東京理科大学と連携してやっていくときに、データ連携を大学とやっていくに当たってのアドバイスを専門業者から受けたいというところで予算計上しているものになります。以上です。

森山喜久副分科会長 契約は年間契約ですか、その都度契約ですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 まだ契約の詳細を詰めておりませんが、基本的には年間の契約になるものと思っております。

伊場勇分科会長 そのほか、企画課、デジタル推進課、財政課に関わるところでお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終えます。公債費、予備費のことについてです。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは審査番

号5を終わります。ここで休憩に入ります。午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時5分 再開

伊場勇分科会長 それでは、休憩を解きまして分科会を再開いたします。審査番号6番、シティセールス課に係るところでございまして、審査事業が2番、3番、4番、5番とございます。まず、2番から審査事業について執行部からの説明を求めます。

村田シティセールス課長 審査対象事業2番の移住就業・創業支援事業について御説明いたします。資料11ページを御覧ください。まずは、①東京圏移住支援事業支援金です。「1 概要」ですが、本事業は、国において、東京一極集中の是正を図り、UJIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業人材確保を図るため、東京圏からUJIターンして起業・就業する方に支援金を支給する事業として、平成31年度からスタートしました。当制度は山口県が、国の制度を活用して、国に県全域を対象として移住就業・創業支援事業に係る地域再生計画を申請し承認を受けており、この県制度に本市を含めた県内市町が同調して事業を実施しています。令和3年度から支給対象要件を拡充し、テレワークに関わる方等が本事業を活用できるよう制度を拡充させました。令和4年度から支給対象要件を拡充し、18歳未満を帯同して移住する場合は、18歳未満の方1人につき最大30万円を加算して交付するよう制度を拡充させました。さらに令和5年度から支給対象要件を拡充し、18歳未満を帯同して移住する場合は、18歳未満の方1人につき最大100万円を加算して交付するよう制度を拡充させました。「2 支援金」ですが、東京圏から県内に移住し、就業または創業した方に対し、

「移住支援金」を支給します。支援金の額は2人以上の世帯で100万円、単身の場合は60万円、18歳未満の方1人につき100万円が加算されます。補助金の負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1で、申請は市に行うようになります。市が全額支給し、その後、県から国・県の負担分が市に支払われます。「3 対象者の要件」ですが、移住元の要件として、東京23区に在住または通勤されている方、直近10年間で通算5年以上、東京23区に在住または通勤していること。ただし、直近1年以上は、東京23区に在住または通勤していることが必要です。移住先の主な要件として、山口県のマッチングサイト掲載企業に就業すること、地方創生起業支援事業の対象であること、これも県の創業支援事業です。テレワークを継続しながら移住することのいずれかに該当される方が対象となります。「4 本市における移住支援金支給実績」ですが、令和4年度に1件60万円、これは単身の方が企業に就業されました。令和5年度は2件250万円で、1件目は5人家族の方が企業に就業されました。3人のお子さんがおられ、令和4年度の1人30万円が適用されて、計190万円、2件目は単身の方が創業されました。12ページをお開きください。②テレワーク移住支援事業支援金です。令和5年度から、山口県の独自事業として、テレワークに限り、移住要件を東京圏に加え、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に拡充し、これを受けて本市も「山陽小野田市テレワーク移住支援事業支援金」を導入しました。支援金の額は2人以上の世帯で50万円、単身の場合は30万円、18歳未満の方1人につき50万円が加算されます。補助金の負担割合は県2分の1、市2分の1で、申請は市に行うようになります。対象元の要件は東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に在住されている方で、移住しても継続してテレワークによる業務を継続される方です。山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金を受けられる方は対象となりません。今年度の実績はありません。次に③IT人材移住支援金についてです。これは令和6年度から本市が独自に導入するもので、東京23区在住または東京圏から23区に通勤するIT業界の方で、要件を満たす方に、移転費用や設備投資等の負担軽減に役立てることを目的

に I T 人材移住支援金を交付します。支援金額は 20 万円で山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金と重複できます。全額市の負担となります。移住元の要件は山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金の要件と同じで、移住後においても I T 関連事業を継続されることが要件です。それでは、8 ページをお開きください。当事業の成果指標は「移住支援金を交付した人数（移住者）」で令和 6 年度は 12 人としています。次に 9 ページを御覧ください。令和 6 年度の予算についてですが、移住就業・創業支援補助金全体で 1,050 万円、これには先ほど御説明させていただいたとおり国・県の負担分が入っています。また、市独自の I T 人材移住支援金は 3 世帯 60 万円、これは全額ふるさと支援基金を充当します。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 執行部から審査事業 2 の説明が終わりました。委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金ですが、名前は東京圏と書いていながら、対象者は東京都に移住、通勤もありますけれども、東京 23 区と限っていますよね。東京都はほかにも市があります。他のテレワーク、移住支援事業は東京圏なんですけど、要件の違いについてお聞きします。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 先ほどの資料をお開きいただきまして、11 ページを御覧ください。この違いですけれども、①の東京圏移住支援事業支援金につきましては、制度の発足時からあった事業となっております。当時、国において東京一極集中の是正を図ることが地方創生の目的でございましたので、東京 23 区に在住されている方、もしくは東京 23 区の企業にお勤めされている方が対象となった、こちらがスタートとなっております。その後、12 ページをお開きいただいて、②のテレワーク移住支援事業支援金というものが山口県独自に創設されました。これが今年度から創設されたものです。こちらにつき

ましては、東京２３区に限定すると、移住者を獲得することが山口県としてもなかなか数が増えてこないというところがありましたので、対象者の要件を拡充したというところです。こちらの②につきましては東京圏に加えて、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県に拡充をしたという違いがございます。以上です。

大井淳一郎委員 確認ですけど、あくまでも、①は国の制度の中で補助金を出しますから、東京２３区に限定している。②は県の制度で、県が独自に要件を広げたという経緯があるので、例えば、市が単独で①の対象者の要件を広げることにはできないということですか。そういう事情があるという理解でよろしいですか。

村田シティセールス課長 県の制度になっていますので、要件は県が決めますが、今回ＩＴ人材移住支援金をつくったように、市独自で市の負担であれば拡充することができると思います。

大井淳一郎委員 ①については、東京２３区から広げることにはできないという理解でよろしいですね。

村田シティセールス課長 市が負担すれば拡充も可能だと思います。

大井淳一郎委員 確認します。①の山陽小野田市東京圏移住支援事業交付金は、国、県も２分の１、４分の１と出している事情があるので、対象者の要件が広げられないかなと思ったんです。

村田シティセールス課長 そこは変えられません。

松尾数則委員 例えば、１０年ぐらい前に帰ってきて、テレワークしているんですが、そういう人はこの対象になりますか。テレワークで帰ってきて申請したら、お金を頂けるんでしょうか。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 こちらの要件が、①番から③番までですが、直近１年以上、東京圏などの対象地区に在住されていることが必要になりますので、遡って過去に住んでいたということは対象にならないこととなっております。

松尾数則委員 過去にずっと住んでいて、１０年前に来てからずっと住んでいて、今テレワークで仕事をしている人が対象になるかという話です。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 対象にはなりません。

笹木慶之委員 先ほどの国の制度と本県の新たな制度の仕組みについて説明があったんですが、近隣の市についてはどんな動きになっていきますか。例えば、宇部市と比較して本市の取組はどうなっているかと。対象者です。

伊場勇分科会長 その対象者がどの程度、この支援金を使えるのか、そういうことだと思いますが、近況の分析ができていますか。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 対象者につきましては、どこの市町村も一緒なんですけども、どれだけ交付された人数がいらっしやったかということにつきましては山口県でも公表していないものです。ただ、山口県全体としては公表されております。昨年度につきましては、山口県全体で３１件の交付があったと公表されています。そのうちの１件が本市でございました。

笹木慶之委員 そうすると、都市間競争をさせるということで、本市の状況を他市には伝えないということですね。自らやりなさいと。ただ、山口県全体で見れば、３１件ということが出ているんだけど、例えば隣の市がどうだったというような比較をしないままに本市が取り組んでいくという状況であるということですね。

村田シティセールス課長 県が公表していない理由は分からないんですが、ただこのカウントは、この対象になる方が山陽小野田市に在住していて、宇部市の企業に勤めても対象になるし、山陽小野田市の企業に勤めて宇部市に引っ越してきても対象となりますので、カウントの仕方の問題もあるのかなと思います。

笹木慶之委員 昨年の実績を見たら、カウント外になっているじゃないですか。

村田シティセールス課長 公表しない理由は分かりません。

白井健一郎委員 移住の就業や創業の支援をする事業ということですが、これだけお金を用意したというのは分かりましたが、具体的にどういうPRをしているんでしょうか。

村田シティセールス課長 この制度は、県の要綱で、県がこの制度を運用していきます。そして、市が申請の窓口になるというふうに、しっかりと役割が分担されておりまして、基本的に県がやっております。ただ、本市としては、移住フェアなどに出たときに、この制度をしっかりとPRしております。この制度がないと、県外他市に比べて優遇制度が見劣りしてしまいますので、こういった制度がありますということを移住フェアでしっかりとPRしております。国の主導の制度なので、全国で実施されていますが県独自のテレワークの事業であるとか、来年度から本市がIT関連の補助金を設定いたしますので、アドバンテージになると考えております。そういったフェアに出たときにしっかりとPRしていきたいと思っております。

白井健一郎委員 具体的にどういう場所でPRなさっているんですか。

村田シティセールス課長 東京都、大阪府で移住フェアという展示会があるん

ですが、そこに本市は結構回数多く出展しています。その場で、移住検討者の方と直接お会いし、相談のときにPRしております。

森山喜久副分科会長 8ページで、令和6年に移住支援金を交付した人数の目標値12人と出していると思います。この内訳を教えてくださいいいですか。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 内訳につきましては、9ページの令和6年度の年度別事業内容を御覧ください。まず、就業される移住の方を2世帯、移住の創業の方を1世帯、子育て加算としまして、これらの世帯に2名ずつお子さんがいらっしゃる想定しまして、合計で9名。続いてテレワーク補助金が1世帯、子育て加算2名で、3名となり、合計12名です。

大井淳一郎委員 冒頭に説明があったかもしれませんが、例えば①と③はかぶることはあるということですよ。加算ですか。

村田シティセールス課長 ITは重複できます。

伊場勇分科会長 ①の支援事業支援金の山口県のマッチングサイト掲載企業への就職が対象者要件にあるんですけど、市内にこのマッチングサイトの掲載企業は何社ぐらいあるんですか。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 今日現在で登録申請をされている市内企業が8社です。現在、求人を公開されている会社が4社になっております。

伊場勇分科会長 これは増えていっているんですか、減っていっているんですか。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 当初、制度発足時は3社しか
ございませんでしたので、徐々には増えてきているところです。ちなみに、
山口県全体では294社でございます。

伊場勇分科会長 一番いいのは、地域の企業に勤めて、市内に住んでいただい
てということなんです。それは県がいろいろ募集や周知の方法をしてい
るんですけど、市でもこのマッチングサイト掲載企業に加盟してくださ
いとか、そういった動きはなかなかできないのか、難しいのか、その辺
はどうなんですか。

村田シティセールス課長 このマッチングサイトを運営しているところは「山
口しごとセンター」で昔のYYジョブサロン、（山口県若者就職支援セ
ンター）というところになります。ハローワークとはまた一線を画して、
県独自で就職支援、若者に対する就職支援を行っております。私が商工
労働課にいたときも、企業訪問したときにこういった制度がありますと
いうのはPRしておりましたし、今も機会があればPRしております。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
審査事業2の質疑を終わります。続いて審査事業3、地域おこし協力隊
募集・受入事業について説明をお願いいたします。

村田シティセールス課長 審査事業3番、「地域おこし協力隊募集・受入事業」
について御説明します。当事業の概要について御説明しますので、15
ページを御覧ください。「1 地域おこし協力隊の概要及び効果」です
が、まず、地域おこし協力隊は、都市地域から住民票を異動し、生活の
拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度です。隊
員は、一定期間以上、地域に居住し、地域力の維持・強化に資する地域
協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図ります。今年度からは、
市内全域に、隊員の受入れ地域を拡大し、隊員を受け入れることとして
います。また、地域おこし協力隊の受入れに当たっては、地域おこし協

力隊、地域、地方公共団体の「三方よし」の取組になるよう制度を運営する必要があります。次に、「2 地域協力活動の例」についてです。これは総務省が作成した「地域おこし協力隊推進要綱」から抜粋しました。（１）地域おこしの支援例としては、地域行事やイベントの応援、空き店舗活用などの商店街活性化、移住者受入れ促進、地域メディアを使った情報発信等があります。（２）農林水産業の従事例としては、農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援等があります。（３）水源保全・監視活動の例としては、水源地の整備、清掃活動等があります。（４）環境保全活動の例としては、不法投棄のパトロール、道路の清掃等があります。（５）住民の生活支援例としては、見守りサービス、通院・買い物のサポート、デジタルデバйд対策等があります。（６）スポーツ・文化に関する活動の例としては、スポーツ・文化ツーリズム等を通じた地域の活性化、部活動の地域連携・実技指導、文化財の保存・活用等があります。（７）脱炭素地域づくりの推進の例としては、地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守等があります。（８）その他の例として、健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料の保存、婚活イベント開催等があります。この（１）から（８）までの項目立ては、山陽小野田市地域おこし協力隊設置規則第２条に定める（協力隊の活動）においても、同じ表現を使用しています。なお、総務省の要綱では、例示の後に、「その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである」と記載されています。次に、「3 地域おこし協力隊の契約形態」ですが、これまでは地域おこし協力隊員は「雇成型」、市の会計年度任用職員としていましたが、このたび、これに加えて「委託型」を追加しました。「委託型」は、市と地域おこし協力隊員の間に雇用関係はなく、市は地域おこし協力隊員に委嘱状を交付するとともに市が実施してほしい事業を法人または個人に委託するものです。「法人」につきましては、地域おこし協力隊員が受入事業者と雇用契約を結び、受入事業者と一緒に委託事業を実施します。「個人」につきましては、市と地域おこし協力隊員が直接実施してほしい事業について委託契約を

締結するものです。地域おこし協力隊員の受入れについて雇用形態の選択肢を増やすことでより良い人材を見つけてくることができると考えています。なお、「委託型」も全国的に実施されている制度で特別交付税の対象となります。次に16ページを御覧ください。事業費について御説明します。来年度は雇用型の職員半年分と委託型の職員1年分を計上しています。まず「雇用型」ですが、これは、これまでと同様に市の会計年度任用職員として募集し、任用します。その費用としましては、任用期間は10月から3月までの6か月間となります。よって、隊員の人件費に相当する1節職員報酬、3節期末手当、4節社会保険料は6か月分で計上しています。次に、隊員が研修を受けるための費用として、8節旅費、普通旅費を計上しています。隊員が従事する地域協力活動の内容により、適した研修を受講していただきます。次に、10節需用費ですが、消耗品費、燃料費を計上しています。次に、13節使用料及び賃借料ですが、隊員の住む場所を確保する費用、日常的な活動に必要な消耗品やスマートフォン、パソコン及び自動車のレンタル費用等を計上しています。これにより計271万9,000円となります。次に、「委託型」ですが、「雇用型」の予算を委託料として受入事業者に支払います。隊員の人件費に係る経費以外は実績に応じて支払います。この費用に、地域おこし協力隊の活動を支援していただくサポート費用として月5万円を計上しています。次に、三つ目としては、「地域おこし協力隊の募集に要する経費」です。まず、8節旅費ですが、担当課職員とシェイプセールス課職員が、移住フェアや地域おこし協力隊の募集イベントに参加し、直接、隊員勧誘のPRをするための費用として計上しています。10節需用費ですが、隊員募集についてはHPに加え、募集チラシや募集要項を作成することから計上しています。これらにより計153万7,000円を計上しています。最後に、四つ目として、「おためし地域おこし協力隊に要する経費」です。おためし地域おこし協力隊は、地域おこし協力隊員として任用する前の段階で、地域でおためしの活動をする機会を確保し、隊員と地域とのミスマッチを未然に防ぐための制度です。この活動に要する消耗品や自動車レンタル等の経費として、10節消耗

品費、燃料費、11節保険料を、受入地域におためし活動の実施をお願いする経費として12節地域交流イベント委託料を、隊員希望者の宿泊先を確保する費用として13節宿泊借上料を、それぞれ計上しています。以上で1,042万1,000円を計上しています。続けて、14ページの事務事業調書を御覧ください。令和6年度の事業費ですが、以上の四つの事業費の合計1,042万1,000円について、全額一般財源としていますが、特別交付税で措置されます。右下の特記事項を御覧ください。これは、特別交付税措置の内容として、①から③までの経費の種別と上限額を記載しています。これまで御説明した事業費は、記載の①から③までに該当するものです。次に、13ページの指標を御覧ください。活動指標として、地域おこし協力隊の募集人数として、令和6年度は2名の募集を目標としています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 審査事業3について説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。

大井淳一郎委員 まず、現状を聞きたいんですが、地域おこし協力隊は、今何名いらっしゃいますか。

村田シティセールス課長 川上地域に1名です。

大井淳一郎委員 15ページに地域協力活動の例としてありますが、川上地区の方はこの中の幾つかはされていると思うんですが、どのような活動をされていらっしゃいますか。

村田シティセールス課長 川上地域の地域おこし協力隊につきましては、当初から予算が地域活性化室にありまして、シティセールス課で関与していないものになります。どういうことをされておられるかという詳しい把握はしておりません。

伊場勇分科会長　今は答えられないということですか、ちゃんと把握していないということですか。

篠原協創部長　地域おこし協力隊の募集、採用、着任の業務につきましては、令和５年度から、シティセールス課におきましては、募集採用、事務を一括して行おうと。それぞれの地域おこし協力隊が着任した後の活動については、それぞれの業務に応じて所管課が対応するという区分けになっておりますので、現在、川上地区に着任されております地域おこし協力隊の活動内容等々につきましては、地域活性化室が所管しているというところになります。

伊場勇分科会長　今どのような活動をしているのか。（発言する者あり）この募集と受入れの事業をしているところの審査に関わるので、教えてもらっていいですか。

篠原協創部長　審査資料の１５ページの２番、地域協力活動の例で申し上げますと、大きくは（２）番の農林水産業従事、（１）番の地域おこしの支援というところを中心に活動しておるところでございます。

大井淳一郎委員　現状は分かりました。それで、令和６年度は委託型と雇用型の両方でやっていくんですが、具体的に雇用型はどういった協力を依頼するのか、あわせて、委託型もどのような形で募集されるのかにつながると思うのでお願いします。

村田シティセールス課長　雇用型、委託型は契約形態になりますので、雇用型につきましては、会計年度任用職員として、市がホームページ等で募集いたします。委託型につきましては、業者等に社員として雇っていただくようになります。ですから、市としては雇用契約がないということで、これにつきましては募集につきましても、業者に委託できることになっ

ております。

大井淳一郎委員　今の雇用形態の違いということで、来年度は雇用型も委託型も、資料15ページの地域協力活動の例に沿って募集はされると、委託もされると思います。委託型は法人に委託して、その法人の人材を送ってもらうということを想定しているんですが、その法人の想定はあるんですか。全国募集ですか。こういった形で法人と契約するのかについてお答えください。

村田シティセールス課長　地域おこし協力隊員にやってもらう事業によって違ってくるかなと思います。まず、市内事業者で受入れが可能な事業であれば、市内事業者をお願いしたいと思いますが、市内事業者でかなわないような事業であれば、市外から委託業者を探してくるということになるかなと思います。

大井淳一郎委員　となると、ある程度こちらでやってほしい事業を抽出して、それに沿って法人と委託契約すると思うんですが、現時点でこういった事業をやってほしいというのはありますか。

村田シティセールス課長　取りあえず、今どういうふうに進めているか、庁内の進捗状況を御説明させていただきます。まず、昨年5月に地域おこし協力隊の活動内容に該当しそうな部署に声をかけまして、説明会を開催しました。その際に、地域おこし協力隊を受け入れることのメリット、スケジュールなどを説明するとともに、全国の事例を紹介しました。その後、個別に担当課と協議を重ねてきましたが、受入れ団体がないということとか、3年間の活動を終えた後に定住する計画が描けないということとか、隊員をお願いする事業が固まらないとか、具体的な事業が出せないとか、専門性が高過ぎるとか、そういった様々な理由で、熟度に違いはあるんですが、地域おこし協力隊の募集に至っていないというところがございます。最終調整段階なんですけど、これからシティセール

ス課を所管といたしまして、隊員の募集を開始したいと思っております。委託型を活用してやりたいと思っておるんですが、観光協会などのSNSを活用した情報発信等を中心とした事業を行っていただく、そういった隊員を今から募集したいと考えております。

白井健一郎委員　今の話と若干重なるんですけど、今回、委託型を付け加えた理由をもう少し教えてください。

村田シティセールス課長　委託型につきましては、徐々に全国的にも増えてきたものです。委託型を導入するメリットは、まず、隊員側につきましては、3年間の事業を終えた後に、独立に向けての準備がしやすい、自由度が高くなる契約、雇用契約していませんので、そういった動きがやりやすくなるといったことがございます。市といたしましては、職員の労務管理をせずに、委託する事業を実施してもらえというのがありますので、効率的に事業を遂行することができるといったメリットもございます。それともう1点が、地域おこし協力隊は分野によっては、いい人材が見つからないことが多いと言われております。確かに、私たちもいろいろな移住フェアとかに出るんですが、なかなかいい人材に巡り会うことができないような状況です。この委託型は隊員の募集から委託業者にお願いすることができますので、その委託先の事業者が自社のルートであるとかインターネットとかSNSを活用して、募集してもらうことができるということで、市としては隊員を確保しやすいといったメリットもございます。

岡山明委員　14ページ、今お話しされた費用の部分なんですけど、特記事項の部分で、特別交付税措置の内容ということで、隊員の活動に要する費用、また、募集等に要する費用とか、金額的に書かれているんですけど、三番目、おためし地域おこし協力隊に要する費用で100万円とか書いてあります。これどういう形で実際に運用されているかどうか聞きたい

です。募集に対しての金額の部分ですが、実際にどういう形で使っているか。

村田シティセールス課長 運用というのは、内訳ですか。

岡山明委員 大まかで結構なんですけど、どういうふうに使われているか。14ページの一番下の特別事項の措置の内容と書かれた部分があるんですよ。そういう部分で金額が出されているから、活用とか募集等に要する経費がどういう形で使われているかということです。

伊場勇分科会長 特別交付税の部分がどこに当たって、そうじゃない部分があるというふうに使われているかについては、16ページのところの支出についての事業費が出ております。どこが交付税措置であって、そうじゃないところがどこかという意味ですか。

村田シティセールス課長 16ページ、1,042万1,000円ですが、上限額はあるんですが、全部特別交付税の対象になります。

岡山明委員 16ページの中の金額に総額が全部含まれているということでしょうか。

村田シティセールス課長 14ページに上限額が示されていますが、この上限額いっぱいまでは全て対象になります。

笹木慶之委員 15ページの地域おこし協力隊の募集に関してということなんですけど、この事例から見ると、大きな2番で、地域協力活動の例ということが書いていますね。山陽小野田市の全域を一応対象地域として考えたときに、ある程度、地域を絞らんと活動が難しいんじゃないかなと思うんですけど、その地域の取組についてはどのように考えておられるのか。例えば、事例があるのは、令和5年度に川上地域で活動して、ま

だまだ内容を十分つかんでおられないようだけれども、そのような人たちに新しい事業の中でどのような仕事をさせるのかが分からんわけですよ。それをどのように考えておられるのか。例えば、山陽小野田市全域でもいいのか、あるいは、川上地域だけでいいのか、いろんな地域があるじゃないですか。受入れの地域が曖昧だから言っているわけです。（発言する者あり）川上地域という事案を出してきたけど、その形では私自身は納得できていないわけです。新しい事業として、令和6年度にどのような事業を計画しているのかを聞いています。

村田シティセールス課長 地域は、川上地域で受け入れたように、何か特化してできるのであれば、狭い地域でもいいと思っております。一つの行政課題であるならば、市全体を地域として捉えるというような考え方になるかと思います。この場合は、一緒に事業してくれる団体とか見つけないと、事業は実施することが難しいとは考えております。

笹木慶之委員 一部の委員も一緒に議論したから……やはりその特定の地域に、狭い地域でやってもこれできないよという話をしたわけ。ところが、そういったことを放置しながら事業を進めたわけですよ。我々が意見を言ったわけよ。ところがそうないないわけ。今言うように、具体的な事例を、いいとか悪いとかの議論という立場じゃないから、それはいいんだけど、新しい事業をするときの考え方が、先ほども言われるように曖昧なわけよ。だからどのような取組をするかということはもう少し具体的な策をもって、事案を検討されるんだろうなと思うんだけど、大丈夫ですかということなわけ。例えば、厚狭地域全体で考えると、あるいは全部やっても難しいかもしれんけど、例えば埴生なら埴生でやるとか、ある程度段階でくくっていかないと、あまり狭隘にしていくと、なかなか動きができなくなるという話になるので、本当にこれからの継続性が大丈夫かなと思うわけよ。だから言っているわけ。だから、現状進んでいることをどうだこうだ言うつもりはありませんけど、そういったものを視点において、新しいものに取り組まないと、同じ失敗をするよ

ということをお願いするわけ。どうでしょうか。

篠原協創部長 御質問の地域おこし協力隊の活動の範囲につきましては、地域おこし協力隊に何をしてもらうのか、どういう活動をしてもらうのかという内容によって決まってこようかと思います。先ほど課長も申し上げましたが、市全体の課題を解決するようなものであれば、山陽小野田市全域を対象としての活動範囲となろうと思いますし、2番の例でいきますと、空き店舗活用など商店街の活性化が丸々商店街の活性化というような活動の目標を与えるのであれば、その商店街をエリアとしての地域おこし協力隊の活動ということで、これはどのような活動、ミッションをやってもらうかによって変わってこようと思います。御指摘の点は重々承知しておりますので、その辺に気をつけて令和6年度に取り組みたいと思います。

笹木慶之委員 そこで申し上げておくことは、いわゆる希望者と従事者との問題になるわけです。要は、どういう人に来てもらいたいのか、どういうことをしてもらいたいのか、お互いの共通でないとうまくいかんわけですよ。だからそれについては、事業、人の選択について、どのような決め事するのかが分からんと、どのように選択していくのかが分からないと、ただ自分たちが（聞き取り不可）意味ないんじゃないですか。いろいろな人の意見も聞きながら、その効果が出てこない、大丈夫かなと思います。何をしようかということをおもわない人が来ても、事業が続かないでしょう。だからその辺の設定は大丈夫ですか。

篠原協創部長 来ていただける協力隊の方に何をしてもらうのか、逆に言いますと、市が何をさせるのか、何をしてもらうのか、どういう課題があってそれをどのような方向で解決に導いてもらうのか。これは地域おこし協力隊が来たからこの3年間で全てが解決するというものではございませんので、当然、市の施策として、担当課として今取り組んでいる課題解決の中で、地域おこし協力隊のこういう能力が必要だ、こういう活動

が必要だというところを担当課であるシティセールス課も必要とする部署とのヒアリングなり調整や協議をしっかりとやっておりますので、そこをちゃんと見据えた上での募集、採用という形を取っていきたいと思っております。

笹木慶之委員 最後に申し上げておきますが、市の原課の計画をきちっと政策的に調整して、決定されないと。一方的な方向性で動いていくと、うまくいかないということになろうかと思います。だから、目的がつかめて、その事業に適用できるような対応をしっかりと取り組んでもらいたいということを申し上げておきたいと思います。以上です。

伊場勇分科会長 意見はなるべく控えていただいて、質疑をしてください。

森山喜久副分科会長 15、16ページについて、はっきりさせていきたいので、16ページ、まず1番、地域おこし協力隊活動費の雇用型については、市の職員として、会計年度任用職員として雇用していくということで、市のホームページで募集していくということですよ。フルタイムの会計年度任用職員の予定かどうか教えてもらっていいですか。

池田シティセールス課主幹 こちらの会計年度職員はパートタイムとなります。

森山喜久副分科会長 このたび、10月から3月までにしている理由を教えてください。

池田シティセールス課主幹 10月からにさせていただいている理由につきましては、年度初めに、庁内の説明会を行いまして、そこから募集をかけさせていただきたいと思っております。最短ですけれども、10月から会計年度職員としての地域おこし協力隊として委嘱することができればと考えております。

森山喜久副分科会長 令和5年5月から、該当部署を集めながら、啓発し、説明してきた。担当部署を含めて積み上げをしてきたのならば、3月時点からでも、担当課を含めて絞られるのかなと思うんですが、実際それも絞られた状況だということでもいいですか。

村田シティセールス課長 幾つかの課で協議はしていますが、実は委託型については最近、制度を入れたもので、まだそこについては各課に説明していませんので、委託型で雇用形態も増やしたことも含めて、また早期に協議していきたいと考えております。

森山喜久副分科会長 委託型ですが、先ほど業者委託を含めて考えていますよと。市内業者をできるだけやっていきたいと言われましたが、実際にある程度候補が絞られている状況と理解していいんでしょうか。

村田シティセールス課長 地域おこし協力隊を呼んできて何をするか、地域おこし協力隊の制度を使って課題解決をしていくという事業が絞り込めた後に業者を探していくものになるろうかと思います。シティセールス課がやっている事業につきましては、情報発信をしていくことで、市内の業者で考えております。

森山喜久副分科会長 逆に言えば、市内業者に地域行事を解消するために、どういったすべがあるか、協力してもらえるか。あと、人材が欲しいかで、ある程度把握するわけではなく、あくまで、市でホームページを含めて募集された状況でやっていくというイメージですか。その辺をはっきりしてもらっていいですか。

村田シティセールス課長 募集する前に、地域おこし協力隊を使う事業をまず担当課で選定します。それに基づいて事業が決まったときに、今度、シティセールス課と企画課も含めて3年間の計画を作成します。そのときに、委託型にするか、雇用型にするかも決めていきますが、そのときに

市内に委託型にした場合に業者があるとか計画段階で探していくようになろうかと思います。

森山喜久副分科会長 4月から3月の1年間と決めているじゃないですか。それはどうなのかなと。会計年度任用職員の雇用量が4月から3月であって、委託型を10月からやっていくとおってあったんですが、いかがですか。

村田シティセールス課長 委託型につきましては、既にシティセールス課が最終調整に入っていると言ったその事業に対しての予算になります。早ければ4月にでも、早期に連れていきたいと思っておりますので、4月からしております。

森山喜久副分科会長 月5万円のサポート費用が、この委託型に含まれるという説明があったと思うんですけど、その辺もう一遍説明をお願いします。

村田シティセールス課長 地域おこし協力隊員を受け入れてくれた事業者に、地域おこし協力隊と連携して、うちが委託する事業と一緒に事業の課題解決をしていただくための費用となります。

森山喜久副分科会長 ですので、今ここにある12節委託料の575万6,000円プラス60万円なのか、それとも、575万6,000円に含まれているのか、はっきりしてもらっていいですか。

村田シティセールス課長 含まれています。

大井淳一郎委員 委託型、雇用量の任期について、3年間の計画とおっしゃったんだけど——委託型に絞りましょう。委託型は、例えば、ある業者と今最終段階に入っているんですが、3年計画と考えているんですか。

村田シティセールス課長 雇用型も委託型も一緒に3年間です。

伊場勇分科会長 まだ募集をかけてないという状況を聞きまして、理由は受入れ団体がないとか、定住が難しいとか、専門性が高いとか、本市のいろいろな課題もありますし、延ばさなきゃいけないジャンルもある中で、専門性が高くていいと思うんですよ。定住が難しいと、定住するのは来た人の話なんでそこは理由にならないし、あと、受入れ団体がないというのは工夫していろいろなところを探せばいいし、それは市が、執行部が頭を下げてお願いするべきだと思うし、一緒になって頑張るべきだと思うし、もう募集もかけられないような事業だったら、多分なかなか先に進まないんですよ。まずは執行部の姿勢が大事であって、もちろんリスクが多いジャンルに飛び込むのは危険だと思いますが、それをできるだけ排除して、チャレンジする事業ですよ。待っていたら人が来るようなもんじゃないじゃないですか。いい人材は魅力的なところに出ていますよ。もちろん、車や、家を用意しているところですね、うちもしていますけど来ないんですよ。もっと幅を広げないといけないですよ。担当課にいろいろ聞いたのに、募集すらできてないというところ、どこで止まっているのかなと思うんですよ。さらに、今度委託型を進めますという話ですが、今からこの事業にいい人材を入れて、もちろん地域の課題を解決するためにそうなんですけど、この市のいろいろな仕組みについても新しい風を入れることも大きな理由の一つだと思うんですよ。チャレンジしていかなきゃいけないと思うんですが、担当課として、この事業に対して、本当にそのやる気があるのか。もうそこまでちゃんと聞いておきたい。この事業については実績が伴っていないし、今の状況を見ると、そこについては令和6年度、この金額をかけてどういうふうにしたいという思いがあるのか、そこは一言しっかり答えていただきたい。お願いします。

村田シティセールス課長 地域おこし協力隊の事業は、市にあるたくさんの課題を解決する手段の一つとして考えています。ですから、その課題を解

決するための手段として地域おこし協力隊を導入するかどうかは担当課がそれぞれで考えるようにしています。ただ、シティセールス課としては、積極的に導入を考えていますので、そういったメリット等を説明しますし、計画段階、募集段階全てにおいて一緒になってやっていくというつもりでいますが、担当課が自分で主導してやらないと、受け入れた後に、担当課、受入れ団体、隊員、3者が連携して事業をしていかないと、結局トラブルになって事業が駄目になってしまいますので、地域おこし協力隊を導入するかどうかという部分については担当課で考えてほしいと考えています。ただ、計画作成、募集については、シティセールス課としては積極的に一緒になって行い、地域おこし協力隊員を呼んでくるということは全力でサポートしたいと考えております。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はございませんか。なければ、審査事業3番を終わりたいと思います。ここで休憩を取ります。午後3時15分まで、10分休憩を取ります。

午後3時5分 休憩

午後3時15分 再開

伊場勇分科会長 それでは休憩を解きまして分科会を再開いたします。審査事業の4番、現地型ふるさと納税導入事業について、執行部からの説明を求めます。

村田シティセールス課長 審査対象事業4番の現地型ふるさと納税導入事業について御説明いたします。資料19ページを御覧ください。「1 事業概要」ですが、本市にとって貴重な観光資源であるゴルフ場、飲食店、宿泊施設、体験型施設等にQRコードを使用した「現地型ふるさと納税」の仕組を導入し、市外在住来場者のふるさと納税の促進を図り、自主財

源を確保します。また、「現地型ふるさと納税」の仕組みを広く周知することで、本市への来訪者の増加を促し、「ゴルフ」や「食事」、「宿泊」、「体験」をきっかけに、本市の認知度向上及び関係人口の増加を図ります。次に「2 設置内容」ですが、ふるさと山陽小野田応援事業参加事業業者に登録している市内のゴルフ場、飲食店、宿泊施設、体験施設のうち希望する施設に「現地型ふるさと納税」の仕組みを導入します。今年度、自動販売機の設置を予定していましたが、総務省の50%ルール of 厳格化の影響により中止することとしたため、それに代わるものとしてQRコード方式を導入したいと考えています。QRコード方式は、現地を訪れた人が、会計のレジ、食事中のテーブル、宿泊先の部屋などに置いてある資料の右下にあるようなQRコードをスマートフォンやタブレットで読み取り、住所やクレジットカード情報などを入力します。寄附が完了すれば、その場で施設の利用券などを返礼品として受け取ることができます。なお、右下のQRコードを読み込むと現地型ふるさと納税の利用イメージの動画を見ることができますので、後ほど御覧ください。また、QRコードは一度業者と契約すれば制限なくQRコードを発行できますので、希望する施設にはすべて設置することができます。ただし、その場で返礼品を提供することができるということが条件となります。次に「3 ランニング及びイニシャルコスト」ですが、返礼品が寄附額の30%、サイト利用料、決済手数料などが11%、サイト制作、販促物作成、支払い代行などの業務委託料として2.2%、特に販促物につきましてはQRコードのデメリットとして自動販売機よりも目立たないということがありますので、のぼり旗、チラシ、卓上ポップなどの作成によりPRしてまいります。ランニングコストの合計が寄附額の43.2%となります。また、イニシャルコストとして55万円が必要となります。次に17ページを御覧ください。成果指標ですが、このたびの現地型ふるさと納税の仕組みの導入により令和6年度では利用件数250件、寄附額1,000万円を想定しています。次に18ページを御覧ください。令和6年度の予算ですが、報償費、返礼品代として300万円、手数料、システム利用に係る手数料及び決済手数料として110万円、イ

ニシャルコストとして５５万円、サポート寄附の業務委託料として２２万円を計上しています。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 先ほど説明いただいたんですけども、イメージとすれば、テーブルの上に三角みたいな紙を置いて、そこにＱＲコードがあって、それを読み込んで、ふるさと納税するというイメージでよろしいですか。

村田シティセールス課長 そのとおりです。

大井淳一郎委員 それと、なかなか目立ちにくいというのは今言われたとおりなんですが、１９ページにあります導入事業についてということで、やっていくと。市内のゴルフ場は想定大体できますが、「飲食店、宿泊施設、体験型施設で希望する」だから、手上げ方式になると思うんです。飲食店、宿泊施設、体験型施設に当たるものには全部声はかけていくという形でよろしいでしょうか。

村田シティセールス課長 まずは、現行ふるさと納税に参加していただいている事業者から、声かけをしていこうと思っています。その数が大体、５から１０の間ぐらいだったと思います。まずそこから話をしていこうと思っています。

大井淳一郎委員 この返礼品３０％というのは、基本的にはこの率を変えない方向ですね。

村田シティセールス課長 このたびのＱＲコードは送料等もかかりませんので、このまま３０％で行きたいと思います。

岡山明委員 19ページについて、トータルで43.2%ですね。自動販売機が中止になったんですが、どこの部分が超えたんですか。返礼品は30%のままですから、サイト作成とかそういう部分で、50%を超えたという状況ですから、その部分がどのくらい超えておったか、詳細が分かりますか。

村田シティセールス課長 単純に比較はできないんですが、まず、自動販売機の手数料につきましては、ふるさと納税の返礼品は30%、ふるさと納税の事務費等で10.78%、ゴルフ場へ支払う手数料で1.1%、カード決済手数料で1.1%、自動販売機利用料で7%、コールセンターで3.3%、事務代行で2.2%、合計55.48%、自動販売機ではランニングコストがかかるようになっています。

岡山明委員 55.4%なので5.4%超えたということですよね。範囲外となったので、今回中止となった状況ですね。

村田シティセールス課長 自動販売機については、55.48%を下げることはできなかったもので中止ということにしました。

伊場勇分科会長 この現地型ふるさと納税の導入事業についての質疑を求めます。

森山喜久副分科会長 17ページのところで、活動指標または成果指標があるじゃないですか。令和6年度の現地型ふるさと納税の利用者数は250件を目標にして、サポート寄附金額は1,000万円を目標にするということによろしいんですか。

田中シティセールス課ふるさと納税促進係長 こちらの指標の根拠なんですけれども、1,000万円で見込んだ根拠といたしまして、当初、5施設程度の設置を想定して動いてまいりますので、年間で1施設当たり50

回程度、週に1回ぐらいの寄附を見込んだ計算としております。それに、
現地型ふるさと納税の現在導入しようとしているサイトの平均の1回当
たりの寄附単価を掛けると、おおよそ250回寄附があれば1,000
万円ぐらいの寄附を見込めるといった計算にしております。

森山喜久副分科会長 差し支えなければ、平均単価を教えてもらっていいです
か。

田中シティセールス課ふるさと納税促進係長 平均単価なんですけども、事業
所のお話では、おおよそ1回当たり4万円ぐらいです。多い方だと一氣
に20万円、30万円される方もいらっしゃいますので、平均すると4
万円ぐらいであろうというところです。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はございますか。QRコードを載せるのはい
いんですが、それぞれのQRコードになるわけですね。

田中シティセールス課ふるさと納税促進係長 QRコードも、インターネット
上に各事業所の寄附ページをつくって、そこに飛んでいくような形にな
るので、1件、1件が別のQRコードになります。

伊場勇分科会長 そうしたら、QRコードを載せたポスターなどを貼ったとき
に、そこに何か返礼品がないと、ふるさと納税の現地型があるんだと、
すぐそこまで飛ばないですね。PRのチラシは工夫しなきゃいけない
と思うんですけど、他市町でやられているところがあるかもしれません
し、どのようにやっていくか具体的に教えてもらえますか。

田中シティセールス課ふるさと納税促進係長 PRにつきましては、まず全体
へのPRとしましては、市のトップページというのができますので、ま
ずは山陽小野田市の現地型で寄附できるページに飛ぶ配布用のチラシと、
各施設に対しては施設専用のQRコードを貼ったチラシを作成いたしま

して、来場いただいた方に配布していくというようなイメージになります。

伊場勇分科会長 来場した人には、店舗、施設の返礼品がちゃんと分かるような形で周知していくということですか。

田中シティセールス課ふるさと納税促進係長 来場した方は、そのQRコードを読むとその施設のものしか見えないような状態で飛ぶことができますので、その施設に合ったチラシを施設ごとに作成していくという形になります。

伊場勇分科会長 作成するのは、担当課が作成するんですか。

田中シティセールス課ふるさと納税促進係長 チラシの作成も委託料の中に含まれております。

伊場勇分科会長 承知しました。そのほか、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業4の審査を終わりにして、次に審査事業5、さら交流館再整備事業について執行部からの説明を求めます。

村田シティセールス課長 審査対象事業5番のさら交流館再整備事業について御説明いたします。資料23ページを御覧ください。「1 事業の経緯」ですが、さら交流館につきましても、これまで老朽化への対応を含め、今後の施設の在り方を検討するに当たり、宿泊研修施設としての現行の目的に限定しない現在のニーズ・用途に合った新しいコンセプトの下、施設の役割、事業性を含む機能の見直しを行い、今後の施設の方角性を検討してまいりました。「2 検討のポイント」ですが、さら交流館の立地環境や資源のポテンシャル、競合、ニーズ等を踏まえ、①スマイルエイジングにつながる機能、②道の駅などの観光・交流拠点としての機能、③当施設周辺の地域資源を活かした交流人口の増加及びに

ぎわいの創出につながる機能を持たせる施設として検討を進めました。そして、令和3年9月に「きらら交流館に係る基本計画」を策定し、リニューアルコンセプトを焼野海岸・竜王山等のフィールド活動の魅力を最大化する、「体験・活動拠点」、市民の心身ともに健康な暮らしをサポートする、「生活・交流拠点」としました。次に施設の整備方針は既存施設を有効活用し、改修により施設の機能向上を図ります。次に管理運営方法ですが、公設、指定管理方式としています。指定管理者制度の導入に当たりましては、設計段階から、指定管理者の運営や維持管理のノウハウを取り入れ、施設としての機能を十分に発揮させることを目的として本施設の改修設計に先立って募集・選定する「先行公募」を実施することとしました。「4 指定管理候補者選定」ですが、令和5年8月25日に指定管理者の選考委員会を開催し、指定管理者候補に富士商株式会社に決定しました。24ページを御覧ください。「5 施設機能のゾーニング」ですが、基本計画では、図のようなゾーニングが示されており、これを基に指定管理者から施設の機能につきまして提案がありました。提案内容につきましては、現在、設計に反映させることができるもの、できないものを市、指定管理者、設計業者で協議していますので、このたびの資料は基本計画段階のものを掲載させていただいています。次に「6 基本設計・実施設計業」についてですが、令和5年12月26日、指定管理候補者の富士商株式会社からの提案を取り入れつつ、基本設計・実施設計をする業者の選定を行う選定委員会を開催し、基本設計・実施設計を行う業者を株式会社NSP設計に決定しました。次に「7 令和6年度事業」ですが、令和6年度の予算になります。建築確認等委託料が124万5,000円、基本設計・実施設計の設計委託料が4,318万9,000円、計4,443万4,000円となります。次に「8 事業スケジュール」ですが、今年の1月から基本設計を開始しまして、基本設計はおおむね7月頃に完成し、それから令和7年3月まで実施設計を行います。その後、改修工事に着手し令和9年1月にリニューアルオープンする予定です。改修工事のスケジュールにつきましては、実施設計の段階で詳細に決まります。なお、現在、設計業者が指

定管理者の提案を取り入れながら設計業務を実施しており、基本設計が完成する前に地元への説明会を開催することとしています。その頃にきらら交流館の改修の内容もお示しできると思います。次に、20ページをお開きください。令和6年度の成果指標ですが、令和6年度は基本設計、実施設計を完成させることです。説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 審査事業の説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 設計が終わってから、地元への説明会ということなんですが、地元の方もいろいろ意見があります。例えば、風呂はトロン温泉を残してくれとか、宿泊施設をなくさないでほしいとか、いろいろな意見があるんですが、そういったものは集約できているんですか。そこが心配なんですよね。いかがですか。

村田シティセールス課長 基本計画を策定するときに地元の方の意見は聞いているんですが、このたび基本設計を完成する前に地元説明会を行いたいと思いますので、何か要望等があれば、直せるようには考えております。

大井淳一郎委員 それは大体どれぐらいになりますか。来年度中にはなると思うんですが。

村田シティセールス課長 基本設計が大体7月頃に完成しますので、その前に地元説明会を行いたいと思っております。

岡山明委員 今回はリノベーションという言葉ではなく、リニューアルオープンという状況ですよね。付加価値という言葉を使うと、やはり、リノベーションという形で、改造じゃないけど壁も穴を空けてという状況があるので、この設備自体がリノベーションに耐えられないという、耐震性

とかそういう問題で、あくまでもリニューアルという形の表現になっているんですか。どちらかと言うと、リニューアルよりはリノベーションで、新たに施設として立ち上がってくる、付加価値の高い施設になってくるという状況で、言葉を変えて、ただ改築したとなると付加価値はついていないような感じがイメージとしてあるんですよ。そういう意味で、耐震化の問題もあると思うので、その辺は壁を例えば大きく分けて変えて、部屋の形態も変えるという状況の、今回はリノベーションとかじゃなくて、あくまでもリニューアルという形での改修という形なんですか。

村田シティセールス課長 施設につきましては、これまで研修施設だったんですが、それを観光の機能を強化した施設に、完全に違う施設になります。ですから、中も壁をぶち抜いたりもしますので、言い方としては、今はリニューアルを使っていますが、そこまで意識してリニューアル、リノベーションという言葉は使っていませんでした。

伊場勇分科会長 リニューアルは、元のものに手を入れて新しくすること、リノベーションは修復する、改善すること。例えば、大がかりに改修すること、どちらがふさわしいかといえ、リニューアルなんだろうなと思います。

岡山明委員 建物の耐震性はもう十分に、20年確保されるという意味の更新ですか。

池田シティセールス課主幹 こちらの建物は、新耐震基準で建築されている建物でございますので、耐震補強の必要はございません。

大井淳一郎委員 NSP設計が、今、懸命に基本設計されているんですが、これはあくまでもきらら交流館の建屋だけの設計なんでしょうか。

池田シティセールス課主幹 建物の改修もちろんなんですけれども、地域周

辺の施設との連携やソフト事業も一緒に含めて考えていただくような形としております。

大井淳一郎委員 ソフトも大事なんですが、私が聞いた意図は、道の駅を見てみると、大型車両が乗り入れられるように、バスの回転場とか、駐車場とかを結構いじっているんですよね。そういったところも含めてやらないと、建屋だけ幾らよくしても、集客を図れないことがあると考えられますが、この点いかがでしょうか。

村田シティセールス課長 バスの乗り入れにつきましては、数年前に調査を行ったときに、駐車場に乗り入れるという話があったんですが、バス会社が危険であるという方針で立ち消えております。また新しい施設になったときに、もう一度交渉したいと思っております。

大井淳一郎委員 例えば、今のきらら交流館の駐車場の生け垣とかありますよね、あの辺は全くいじらないんですか。

村田シティセールス課長 その辺を改修する予定はありません。

大井淳一郎委員 これからも出てくることだと思うんですけど、建物だけではなくて、周辺のバーベキューをするところとかもあると思うんです。バーベキューを否定するわけじゃないんですが、一体的に考えていかないと、せっかくこれからきらら交流館をリニューアルしていくのに、集客が図れないとまずいけないと思うので、その辺りも考えるべきだと思うんですが、検討されたらいかがですか。

村田シティセールス課長 今の御意見は、設計業者と指定管理者と定期的に協議しておりますので、話を持っていきたいと思います。御意見ありがとうございます。

笹木慶之委員 先ほど説明があった点で、再度確認しておきたいと思うんですが、施設機能のゾーニングで、エリアの計画は書いてありますよね。一番のポイントは、検討のポイントということで、スマイルエイジングにつながる機能であるとか、あるいは、道の駅等の観光交流拠点としての機能、そして、周辺施設の資源を活用した交流人口の増加になっているんですが、それがきちっと基本計画の中に落とされておると思っています。だからその中で、当然のこととして、焼野海岸、竜王山等のフィールド活動の魅力を最大化するというテーマがあるわけですが、その辺について、さきほど市民の皆さんの意見もあったけど、しっかり取り込んで有効的な活用をしないと、せっかくの目的が達成できないと思うわけです。ですから、計画書を見てみると、最終的な施設機能のゾーニングぐらいが押し込まれたような感じになるんだけど、もう少し計画をきちっと広げ、地域の活性化につながると理解していいですね。

村田シティセールス課長 スマイルエイジングにつながる機能であるとか、周辺の地域資源を生かした交流人口の増加、この辺につきましては、富士商株式会社から御提案いただいておりますので、オープンしたときにしっかりとやっていきたいと思っております。それと、NSP設計ですが、広島県内を中心に、道の駅の整備の実績が多い業者で、業者がきらら交流館を見たときに、観光に関するポテンシャルが非常に高いと評価していただいておりますので、道の駅のような観光施設として、機能に重点を置くような提案を頂いておりますので、そのような施設になっていくと思っております。

笹木慶之委員 最後にあえて申し上げておきますが、既存施設を有効活用した改修であるということではないということ踏まえて、しっかり対応してもらいたいということですが、よろしいですね。（うなづく者あり）

岡山明委員 23ページの部分で、検討のポイントということで、「スマイルエイジング」という言葉が出ています。スマイルエイジングということ

は、福祉も当然関わりがあるという状況で、今回、入浴施設の中央福祉センターが廃止になりましたので、市内に入浴場がないという状況です。皆さんは、きらら交流館の浴室をすごく強く期待しているんですよ。そういった状況の中で、スマイルエイジングという看板を、①で出されている福祉という部分が、高齢者に対応できるような施設も造るという、市の看板を掲げられているんだから、スマイルエイジングという状況の中で浴室、そういう高齢者を対象にした、福祉に関わるような施設を今後設計する場合に、障害者もおられる施設が今回できるかどうかお聞きします。

村田シティセールス課長 温浴施設につきましては、基本計画にも載っており、必須機能となっていますので改修する予定です。このたびのきらら交流館のリニューアルにつきましては、研修施設から観光を中心とした施設にすると、新たに生み出すという施設になります。入浴施設につきましても、研修施設のお風呂を一般にも開放するというところから、観光施設として付加価値をつけて改修しますので、福祉施設ということを考慮したものにはならないと考えております。スマイルエイジングにつきましては、ソフト事業でやっていきますし、障害者に配慮という点につきましても設計業者をお願いしたいと思っております。

岡山明委員 今回の私の一般質問の中で、入浴料金に関して、当時の指定管理者からアンケートを取られたという状況で、50%は周りの景色がいいけれど、あとの50%は料金を安くしてほしいという指定管理者のアンケート調査が出ているんですよ。そういった意味で、今後、新しい指定管理者の下で設備をするのもいいんでしょうけど、スマイルエイジングに関わる住民の方々が安く利用できるような施設を進めていただきたいと思います。そういう考え方、金額の部分で安価という表現の状況で、利用者に向けられる形が進められるかどうか、お聞きします。

村田シティセールス課長 実施設計、基本設計の業者に、マーケティングプロ

デューサーとして入ってもらって、市場調査を行っております。その調査結果と委員が言われたように、地域の方に御利用いただくというところも含めて、新たな入浴料の提案をしたいと考えております。

白井健一郎委員 今のお話にもありましたように、24ページの6番で、株式会社NFP設計が基本設計と実施設計業務に携わるということで、公募型プロポーザルで決まったとあります。私は去年の10月からこの委員会に所属になったので分からないんですけども、その前、あるいはその後に報告があったのかどうかということ。それから、23ページの4番、指定管理候補者選定で富士商株式会社に決まっていますが、何らかの形で議会の関与があったのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

村田シティセールス課長 6月の議会の際に、今年度、指定管理者の先行公募を行うということと、基本設計、実施設計の業務のプロポーザルを行うということは御説明させていただきましたが、実際にどこに決まったかというのは今回初めて、御報告させていただきました。

伊場勇分科会長 そのほか質疑はありませんでしょうか。きらら交流館は位置的に市から西側の方は遠い施設でもあって、結果、市外から来る方は車の方が多いかなと思うんですが、車以外の交通手段について充実が必要なのかなと思います。また令和9年1月からということで、時間があるんですけども、その辺の考え今からの取組についてはどのように考えていらっしゃいますか。

村田シティセールス課長 公共交通でいったらバスになると思いますので、委員長がおっしゃられたように時間がありますので、しっかりと商工労働課とバス会社も含めて協議していきたいと思います。

伊場勇分科会長 先ほど大井委員からもありましたけども、もちろん観光バス

で来られるということも結構重要な点だと思います。例えば、ほかの観光農園は、物すごく多くのバスが入って、物すごい人が来て、どんどん機能が充実していくところです。その辺については、しっかりと基本設計、実施設計にも反映していくべきだと思いますけど、その辺いかがですか。

村田シティセールス課長 先ほど説明しましたように、マーケティングプロデューサーとして入っていただいておりますので、そういった観光バスが来るという可能性も含めてしっかり調査していただいて、必要があれば当然改修の中に入れていきたいと思っております。

伊場勇分科会長 来る施設じゃないと意味がないと思いますのでお願いします。そして、近隣住民の配慮については、説明を行うということでございましたが、議会でも、議会カフェとかでやはりいろいろ聞くわけです。「いつできるの」とか、「何が入るの」とか、ずっと工事中のシートがあるので、少し工夫が必要なんじゃないかなと思っています。地域にとってはシンボリックな施設でもありますので、近隣住民のためにも工夫はされないかどうか、その辺いかがですか。

村田シティセールス課長 周辺住民の皆さんへの周知につきましては、今年の7月頃から広報紙、ホームページで掲載して、同時期に2回地元で御説明させていただいております。できる限りのことはしてきましたが、周知が至らないという部分があるとお聞きしておりますので、大変御迷惑をおかけしております。今後できる限り、地元の皆さんに知っていただくように工夫していきたいと思っております。基本設計が決まって、どういった施設になるか分かりましたら、大きな看板を地元で建てるとか、費用の問題もあるんですが、そういったことも検討していきたいと思っております。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そ

れでは、審査事業の5番は終了いたします。それでは、予算書に入ります。74、75ページについて、シティセールス課に関わるところでお願いいたします。令和5年度から月に1回の広報紙のことも含まれております。

大井淳一郎委員 議会報告会で、広報紙が月1回になったことで、情報量が結構詰まったということで、大変評判がよくないです。その一方で、自治会長など、配るほうから言うと、1回になって助かるといういろいろな意見があるんですが今、その辺の情報、御意見は把握した上で、どのように考えておられますか。今後の広報活動について。

村田シティセールス課長 月1回になったということで、今のところ直接シティセールス課では苦情等は受けておりません。情報量は、限られた紙面をなるべく工夫して、情報を増やしてお届けしたいと思っておりますし、LINEをどんどん活用して、登録者数を増やしてLINEでその分を補完していきたいと思っております。

伊場勇分科会長 LINEの情報発信はここに入るんですか。（「そうです」と発言する者あり）LINEについては、今いろいろ情報発信をされているでしょうけれども、令和6年度に向けて新たにリニューアルするだとか、その辺のいろいろな情報の集積があって、分析もされているかと思うんですが、令和6年度に向けてどのようなものをされていくのか、確認させてください。

村田シティセールス課長 LINEにつきましては、大きくリニューアルということは考えておりません。ただ、来年度、利用されている方とかにアンケートを取って、不都合な点、いい点などを聞いて、また改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。それと、LINEの登録者数についてなんですが、いろいろなところで分析していますが、まだ一番登録者の高い層、30代から40代の女性になるんですが、その世代で

もまだ3割という段階なので、まだ全体的に底上げしていく必要があります。高齢者の皆さんとかにも登録していただくことももちろんしていただくんですが、まだ全体的な底上げのPRを来年度もしていきたいと思っております。

伊場勇分科会長 デジタル推進課のところの質疑で、5,700名ぐらいの登録があると聞いておりますが、やっぱりあまり広報紙を見ないような若い層へのアプローチはどのように考えていますか。若い年代で何割ぐらい増やしたいとか、目標などあれば教えていただけますか。

篠原協創部長 委員長が言われましたように、登録者数が5,700人ぐらいです。市全体の人口からすれば、一般的なLINEの利用率9割超えの割合からすると、まだまだ大変低い状況にあると。市の公式LINEということで、いろいろな情報を出しておるんですけど、LINEの情報があってよかったなという情報を出していかないと、「登録だけしてください」では、目が行く公式LINEになりませんので、発信する側、出す情報も生活に役立つ、あるいはイベント情報も含めて、「これは登録しておかないといけないよね」という情報の内容、あるいはそのカテゴリーももう一度見直す中で、その辺の底上げを図っていきたいと考えております。

白井健一郎委員 今の話に関連して、予算審査資料の1番ですけど、デジタル化推進の話がありました。サービスを受ける市民とサービスを送る側の行政の利益が一致したところで折り合いがつけばいいんですけど、例えば、今の広報紙に関して、行政側は回数が少なければ、その分の経費も削減できる。ただし、市民側からしたら……

伊場勇分科会長 転入された方とかにも積極的に——担当課と市民課で連携して進めているんですか。その辺いかがですか。

福田シティセールス課広報係長 転入の手続で窓口に来られたときに、LINEのチラシを渡していただくようお願いしています。以上です。

伊場勇分科会長 チラシを渡すだけでなく、お得な情報が入りますのでということは人伝えに言うべきことだと思います。

白井健一郎委員 先ほどから登録者の数を増やすと言っていますが、現実には人口の1割です。なぜ増やしたいのかと考えると、行政サービスの効率化という観点から、ほかを減らしたいのかという話になるんですよ。ほかを残しつつ、LINEの宣伝をするなら分かるけれども、そのところが、行政サービスの非効率化という観点から、行政サービスがだんだん下がってしまうということになるならば、むしろ登録者の数は増やさなくてもいいと思っちゃうんですよ。だから、両方ともするという姿勢を常に持っていただきたいと思います。その辺どう思われますか。

村田シティセールス課長 情報につきましては、人それぞれ、取る情報の手法は違います。広報紙、LINE、ホームページで取ったり、今は多岐にわたっていますので、なるべく多くの人に、市政情報を届けたいということで、LINEやインスタも導入しましたし、今のところ、できる限りの情報をいろいろな手法で流していくと考えております。

伊場勇分科会長 そのほかよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、78から89ページについて、企画費のシティセールス課の担当する部分でお願いしたいと思います。

大井淳一郎委員 昨年9月に決算委員会でも対象となりました、81ページのスマイルシティ・ライフ体験事業委託料ですが、委員から認知度が不十分であるとか、お試し暮らしなど魅力を感じてもらう体験を確実に成果につなげるよう努力を期待するとか、ターゲットを絞ってくれとか、他市町の状況や事業研究すべきだとか、いろいろ意見があるわけですが、

それを踏まえて、このスマイルシティ・ライフ体験事業を来年度に向けて何か充実、工夫する予定のところを教えてください。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 スマイルシティ・ライフ体験事業についての御質問ですが、まず今年度の成果としまして、移住定住のInstagramが1,308人と県内第1位のフォロワーを獲得しております。また、お試し滞在の利用の補助金を令和4年度から始めまして、昨年度は3組4人でしたが、今年度、数多くの移住フェアや移住相談を獲得した上で、今日現在17組19人のお試し滞在がございました。直接、山陽小野田市現地に訪れて、宿泊をされ、市内の施設を体験されたという実績がございます。また、移住フェアの相談対応としましては、今年の1月に東京のビッグサイトで行われた移住フェア、JOINの移住交流フェアにおきましては、2日間で106件、126人の移住相談を獲得するなど、全国100以上のブースの中でもトップ5に入る、移住相談件数を獲得しております。これらの取組も移住支援員や委託業者、それから市が一体となって取り組んだ成果だと考えております。来年度につきましては、これらの取組を継続するとともに、市の主催のオンラインセミナーを1回追加しまして、合計3回オンラインセミナーを開きまして、新たな移住検討者、移住者の獲得につなげてまいりたいと考えております。

大井淳一郎委員 実は私も、オンラインセミナーに入ったことがあるんですが、移住支援の方と山陽小野田市ではなくて、他の市に住んでいるプランナーみたいな人が入っていた会を見ました。理想なのは、移住支援員のほかに山陽小野田市に実際に移住された方の体験談じゃないけど、山陽小野田市に自分が住んでみたけどよかったよというものをどんどん発信していくオンラインセミナーに変えていくべきだと思うんですが、現在の状況とこれからの取組についてお答えください。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 大井委員が聴講されたのが、

第1回のオンラインセミナーだと思います。第1回の際には、山陽小野田市という名前はなかなか認知度がありませんので、山陽小野田市というのを前面に出さず、あくまで地方暮らしのリアルを知っていただくという形でオンラインセミナーを開催させていただきました。実際に参加された方が45名いらっしゃいました。第2回のオンラインセミナーを昨年11月29日に開催したところ、このたびは34名の参加がございまして、この際に内容を少し変えまして、実際に山陽小野田市で暮らし、移住された方の登壇を行いました。ガラス作家の松尾さんに御登壇いただきまして、実際にお話をさせていただきまして、その後、第1回に出たいただいた登壇者と一緒にクロストークもして非常に盛り上がったという状況がございます。来年度につきましても、実際に山陽小野田市に移住された方なども御登壇していただいて、より山陽小野田市のPRをしていきたいと考えております。以上です。

大井淳一郎委員 最初に質問したスマイルシティ・ライフ体験なんですが、この事業を取り入れるときに示された方針が、市内のホテルに泊まってそれを起点にやっていくということなんですが、一方では、ある市ではもちろん有効活用できる空き家に住んでもらって、実際に移住を体験しながらという、どっちがいいかという話になったんですが、市の方向とすれば従来どおり市内のホテルということなんでしょうか。あるいは、それをしてよかったのかということも含めてお願いします。

道元シティセールス課課長補佐兼定住促進係長 現時点におきましては、来年度につきましては引き続きビジネスホテルでの宿泊を継続したいと考えております。利用された方の皆さんにお話を伺ったり、報告書も出させていただくんですけども、大変非常によかったというおおむね好評の意見を頂いております。空き家につきましては、また今後生活安全課と協議しまして、今後、実際に空き家を移住相談の中で見てみたりとか、内覧をしたいという方も何人いらっしゃいますので、生活安全課と連携しまして、そうしたお試し暮らし等もできればなとは思いますが、現時点

ではまだ研究中というところになっております。以上です。

伊場勇分科会長 企画費についてよろしいでしょうか。80ページから83ページの10目地域振興費の中山間地域づくりの推進業務以外です。明日、地域活性化室が担当しているので、それ以外のところで質問をお願いします。

大井淳一郎委員 サポート寄附が50%ルールで、今苦戦を強いられているんですが、これは全国どこもそうなんですが、これから本市のこのふるさと納税に対して、どのように取り組んでいくか。例えば、料金をどう設定するかとか、取組について考えさせられるとこなんですが、いかがですか。今後の方向性です。

村田シティセールス課長 来年度の取組についてなんですが、まず、2億円を目指した取組を行っていきたいと考えております。令和6年度の取組ですが、来年度から、ふるさと納税の委託業者が新しくなり、ANAになります。連携して増額の取組を行ってまいりたいと思っております。商品開発につきましても、庁内でワーキンググループを設置して委託事業者とか、両商工会議所と連携して、事業所訪問を強化していきたいと思っております。それと、昨年10月に総務省ルールの厳格化により、寄附額を見直したんですが、今後、注文数などを確認して、戦略的に寄附額を改定していきたいとも思っております。先ほど審査していただきましたが、現地型ふるさと納税についても、QRコード決裁方式を導入いたしますので、ゴルフ場のみならず、飲食店なども設置していきたいと思っております。そういった事業をどんどん進めていって、寄附額を増やしていきたいと考えております。

大井淳一郎委員 クラウドファンディングについては、協創によるまちづくり提案事業補助金としてあります。もちろん、去年やられた実績もあって、100%成功したということなんです。クラウドファンディングのほか

にも可能性としてあると思うんですが、これについてはいかがですか。

村田シティセールス課長 クラウドファンディングにつきましては、昨年度実施された事業者も来年度また同様に継続してやっていきたいというお話も聞いておりますし、3月なんですが、事前相談も受けております。今のところまだ相談はないんですが、電話等で幾つかの団体から参加したいというお話も受けておりますので、そういった団体につきましては、クラウドファンディングができるように私たちとしても支援していきたいと思っております。

大井淳一郎委員 昨年はうまくいきましたが、他市を見ると、目標額に届かなかったりしました。この場合のリスクも考えられるんですが、本市はどのようなになっていますか。

村田シティセールス課長 昨年度は達成率100%です。

大井淳一郎委員 他市では目標額に行かなかった分どうするかという話があったりしました。本市は、今年度はうまくいきましたけれども、来年度に絶対うまくいくとは限らない。もし、目標額にいなかった場合、事業はどのようなのか、市が何か負担するのか、それらのリスクについてお答えいただければと思います。

村田シティセールス課長 市が負担することはございません。募集する団体の要件といたしまして、寄附額が集まらなくても、全部を実施するか、もしくは規模を縮小して実施してくださいということを要件にしておりますので、ある程度資金力のある団体が応募されてこられると考えております。

白井健一郎委員 今のクラウドファンディングの話ですけど、昨年度は確かに成功しましたが、市としては何らかの形でそれを支援したんでしょうか。

村田シティセールス課長 「協創によるまちづくり」とうたっていますので、
私たちも事業者が行うクラウドファンディングの説明会に出向いて一緒に説明いたしましたし、チラシをつくって配り、PRのお手伝いもしております。

伊場勇分科会長 Aスクエアが4月1日からスタートしまして、いろいろな企業、機関が入って化学変化が起こる中で、先ほど、移住とか創業とかもありましたが、商工会議所が入ります。また、学生に対してのシティセールスとか、いろいろな要素を入れ込めば入れ込むほど充実する施設だと思うんですが、シティセールス課はどのように関わっていけるんですか。そこはすごく重要な観点だと思います。

篠原協創部長 4月から開始されますAスクエアにおきましては、シティセールス課が直接何らかのことはしないんですけど、御承知のとおり、市民活動センターという施設もありますので、そこで活動される市民団体の皆様、あるいは市民活動に興味のある方々、勉強の機会、セミナーとか、団体同士をつなげるようなコーディネート等もやってまいります。それに絡めて山陽小野田市をアピールしていく。加えまして、スマイルプランナー等々の連携とかも一緒に図っていったらなと思いますので、シビックプライドを含めてシティセールス課もそこで絡めていくような取組になろうかと考えております。

伊場勇分科会長 よその市では、観光協会とかがしっかりと事務所を持って、窓口を広げています。その町に行くと、そこに僕も寄ったりするんですよ。例えば、事務所を持っていたわけじゃなくて、Aスクエアの市民活動センターになるのか、支所になるかもしれませんし、公園通出張所になるかもしれませんし、分かりません。そういうところは人がたくさん入る、いろいろな業種の方が来る、そこにもシティセールスの要素が必要になってくるんだろうなと思います。もし、なければもったいないな

と思っているんですけども、まだ具体的な取組がない感じでいいんですか。

篠原協創部長 4月からの具体的なそういった取組は、まだ提示はないんですけど、大きく言えば、産官学金労の輪の中で、取り組めるところ、絡められるところはどんどんやっていきたいと考えております。

伊場勇分科会長 地域振興費のところは終わって、次に行きます。次に、220ページから224ページの観光宣伝費について、シティセールス課が頑張るところです。質問いかがでしょうか。

大井淳一郎委員 今はあまりはやらないかもしれませんが、以前、観光地を映画のロケ地とか、音楽のPV、実際にアイドルユニットがきららビーチに来たことがありますので、ロケ地として発信する方向性について——宇部市も、名前は言いませんが、すごく有名な映画やりましたよね。そういうアプローチでシティセールスをしていくべきだと思うんですが、現状はいかがですか。

渋谷シティセールス課観光振興係長 委員の御質問についてですが、現在こちらからのアプローチといったものはございません。ただ、県を通じて、ロケ地としての御提案を頂く機会がありまして、昨年になろうかと思えますけど、山手倶楽部にスポットが当たり、一度映画監督をお呼びしてそちらの現地を見ていただいたという実績がございます。残念ながらロケ地として選ばれることはございませんでしたが、そういう機会があれば、こちらも積極的にPRを行っていきたいと思っております。以上です。

大井淳一郎委員 山口県のフィルムコミッションのホームページ見ると、結構市内のロケ地候補が並んでいて、山陽小野田市も当時は結構あった

んですが、今どんな状況ですか。登録とかされていますか。

伊場勇分科会長 フィルムコミッションの今の状況はいかがでしょうか。

渋谷シティセールス課観光振興係長 現在のところ行っておりません。

伊場勇分科会長 それを行ってない理由は何があるんですか。

渋谷シティセールス課観光振興係長 サイト上ということですか。

伊場勇分科会長 そうです。

大井淳一郎委員 最近見てはいないんですけども、何年か前に山口県のフィルムコミッションのホームページを見ると、市町村別に県内の映画のロケ地にふさわしいものをピックアップしているんですよね。それを見て映画会社とかCMとかPVを撮る会社がアプローチをしていく形なんですけど、山陽小野田市の欄も幾つかあったんですよ。それがなくなっちゃって寂しいなと思うんですが、現状が分からないので。今もうないかもしれないんですけど……

伊場勇分科会長 今は竜王山公園、きららビーチ焼野が出ています。

大井淳一郎委員 一応あるみたいですね、県のホームページのフィルムコミッションです。山口県のフィルムコミッションに載っているんですけども、やはり山陽小野田市からも積極的にアピールしていくことも考えていかなきゃいけないと思うんですが、当時シティセールスという概念がなかったから。今はもうありますから、そういうアプローチも考えてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

渋谷シティセールス課観光振興係長 県から依頼があった場合は積極的にPR

であったり、手挙げをしたいと考えていますが、私が来てからはそういった依頼がなかったもので「ありません」と御回答させていただきました。申し訳ございません。今後につきましては、私自身も市をもっとPRしていきたいと考えておりますので、積極的にPRできるように、県を通じて呼びかけていきたいと思っております。以上です。

伊場勇分科会長 そのほか、観光宣伝費で質疑のある方はいらっしゃいませんか。パンフレット作成業務委託料の内容は何でしょうか。

渋谷シティセールス課観光振興係長 こちらにつきましては、令和5年度にゴルフ場を6場並べたパンフレットを、北部九州を中心にPRするための媒体をつくっております。令和6年度は、翻訳版として、当然ゴルフなので、韓国は外せないということで韓国語版、そしてもう一つ、インバウンドに向けてどこにでもPRできる媒体として英語版の2か国語版を作成します。翻訳に加えて、国外に向けてPRする場合は、パンフレットの中にエチケット的な部分も追記が必要になりますので、このたびつくったものにそういったインバウンド版で使えるように、少し加工を加えて、PRできる媒体をつくっていききたいと思っております。以上です。

伊場勇分科会長 どのように配られるんですか。

渋谷シティセールス課観光振興係長 インバウンド版のパンフレットにつきましては、ゴルフ場はもちろんのこと、宿泊施設にも配布したいと思っております。そして、一番の目的としましては、今年度も2回ほどインバウンド向けの商談会に私が参加しております。これからどんどんそういう商談の場も増えてくるかと思われますので、そういったところで積極的に活用していきたいと考えております。以上です。

森山喜久副分科会長 このパンフレットは、それぞれ何部つくる予定なんですか。

渋谷シティセールス課観光振興係長 令和6年度の作成部数は各2,000部としております。以上です。

大井淳一郎委員 ゴルフによるまちづくりは最近注目というか、積極的にやっているんですが、これはもともと中学生議会でゴルフによるまちづくりということで提案があって、それを受けてのパンフレットなんですが、そのときの中学生は、パンフレットをつくってほしいというよりかは、もうちょっとゴルフを前面に押し出して、小さい頃から大きくなるまでゴルフを通じて活躍できる場面が欲しいといったソフト面に着目したものだと思うんです。パンフレットをつくることは大事だと思うし、きっかけづくりとして必要だと思うんですが、それだけではゴルフによるまちづくりとしては不十分ではないかと思います。発信面でほかのことも考えてはいかがですか。

渋谷シティセールス課観光振興係長 委員の御指摘のとおりですが、令和5年度の当初予算のときにも御説明させていただきましたように、令和4年11月から各ゴルフ場と、山陽小野田市のゴルフ協会の会長にヒアリングを行う中で、まずは最初の取組として、今回パンフレットの作成を行っております。そして、令和6年度はインバウンドに目を向けて翻訳版ということで、今後、事業者との協議を繰り返す中で、別の事業についても検討していきたいと考えております。以上です。

篠原協創部長 大井委員からもありましたように、観光の面とソフト面、市民の方、小中学生のゴルフのスポーツとしての捉え方というのもあると思います。これは文化スポーツ推進課の所管にはなりますが、今年度、男子プロゴルファーの細野勇策選手もシード権獲得ということで、市長に表敬訪問にも来られました。また、今年度、令和6年度の活躍が期待されるところでありますが、細野選手を招いて、ゴルフに特化したということではないんですが、プロ選手の考え方の教室とかも開けたらなど。

勝手にまだ思っている段階ではありますけど、そういったことも絡めながら、大井委員の御指摘もしっかり受け止めて対応したいと思います。

伊場勇分科会長 そのほか、御質問はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質問がないということなので、審査番号６番については終わりたいと思います。それでは暫時休憩いたします。

午後４時２３分 休憩

午後４時４０分 再開

伊場勇分科会長 それでは休憩を解きまして分科会を再開いたします。審査番号７番の中で審査事業がございますのでそちらから入りたいと思います。審査事業７、市民活動センター推進事業について、資料の説明を執行部からお願いいたします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 審査事業７番、市民活動センター推進事業について説明します。予算審査資料の３０ページをお開きください。事務事業名は、「市民活動センター推進事業」で、事業概要は、ＬＡＢＶ事業による新施設「Ａスクエア」に、地域課題解決に主体的に取り組む市民活動団体を支援するための拠点として「山陽小野田市民活動センター」を新設し、その運営を行うものです。施設名称は、山陽小野田市民活動センター、位置は、山陽小野田市中央二丁目３番１号、ＬＡＢＶ事業による新施設「Ａスクエア」内でございます。施設内容は、ここに記載しておりますとおり、交流ホール、会議室（１～５）、作業スペース、ＰＣカウンター、ロッカー等です。供用開始日は令和６年４月１日を目標に現在も進めているところです。施設管理・運営は、民間活力を導入し、民間事業者のノウハウ等を運営に反映させることにより、市民活動センターの機能が効果的に発揮できるよう、１２月議会で可決していただきましたとおり、指定管理者、アクティオ株式会社をお願いする

こととしています。この事業は、総合計画中期基本計画の重点施策1「地域を創る」の新たな地域づくりに位置づけています。活動指標は、市民活動センターを設置することとし、成果指標は、市民活動を促進していく指標として、市民活動団体登録団体数を40団体としています。事業の妥当性・有効性・効率性の評価点は、39点です。事業の内容及び予算につきましては、資料32ページをお開きください。市民活動センターの事業は、6月議会での市民活動センター条例の制定及び12月議会での指定管理者の決定等で説明させていただいておりますとおりですが、中段にありますように、情報発信の業務、人材育成の業務、相談・支援の業務、施設提供の業務、連携・協創を推進する業務を、つながりをもって事業展開し、好循環を生み出していくことにより、市民活動の促進を図るものであります。予算について説明させていただきます。同ページの下段の表を御覧ください。指定管理者への委託料は、令和5年12月議会に議決を頂きました令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）の債務負担行為補正、市民活動センター指定管理料1億9,478万8,000円の中の令和6年度分3,895万7,600円としています。使用料及び賃借料は、昨日、可決されました令和5年度第11回一般会計補正予算の債務負担行為補正、LABVプロジェクト民間施設賃借料の中の令和6年度市民活動センター部分の賃借料となります。資料33ページ、34ページをご覧ください。33ページの図面の赤枠部分が、一階の市民活動センター部分、34ページが二階の市民活動センターの部分で、総面積199.17坪となっております。32ページにお戻りください。この面積に家賃、坪単価10,400円と共益費650円を乗じた額が、1か月当たりの家賃・共益費で242万968円です。それに12か月を乗じた額が予算額で、2,905万1,616円としています。備品購入費は、運営していく中で、必要とされる備品購入費として50万円、消耗品費・通信運搬費は、市民活動センターを周知等の費用として12万1,000円とし、総事業費6,863万1,000円を計上しています。説明は以上です。御審査のほどお願いします。

伊場勇分科会長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

大井淳一郎委員 市のホームページにも、市民活動支援センターで登録団体が三十何団体あるんですけども、この市民活動センターを使えるのはこの登録団体に限るという理解でしょうか。会議室等ですね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 団体に登録せずとも、基本的にはどなたでも利用できます。ただし、選挙に関わるもの、宗教に関わるものは一部制限がございます。以上です。

大井淳一郎委員 分かりました。登録されてなくても使えるとしますと、今後これを運営していく中で、アクティオ株式会社が一生懸命やられていると思うし、指定管理で運営していくんですけども、問題は貸館の業務を超えてはいけないと思うんですよね。貸館業務ではなくて、この32ページにあるように、これだけのものをやっていくためには、もうちょっと骨が要るなど。実際に市役所内に市民活動支援センターがあってもなかなか機能できてないという問題点があるんですが、ここに来てアクティオ株式会社に協力してもらいながら、市民活動センターを発展的にしていくためにはどのように展開していくんでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 先ほど説明させていただきました32ページの左側中段部分の機能をしっかり行っていただく、これこそが市民活動の促進になると考えております。アクティオ株式会社におかれましては、全国的にこのような指定管理を受けておられますので、そのノウハウをしっかりと生かしていただきたいと考えておりますし、また山陽小野田市におきましては、サッカー交流公園の指定管理もを受けておられます。そのこともしっかり生かしながら、また私どもといたしましても、アクティオ株式会社に全てお任せするというのではなくして、伴走しながら、この市民活動の促進を図っていくことができればと考えており

ます。以上です。

大井淳一郎委員 33 ページに市民活動センターの施設概要があります。この事務室にアクティオ株式会社が入って事業展開されると思うんですけども、交流ホールとか会議室がそれぞれあります。イメージとして、この市民活動センターが——この図を見ながらですが、この図に照らして、どのように活動していくのかなというのが見えてこないんですよ。いかがですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 この市民活動センターの主な機能と申しますか、中心的な役割を担うのは、左上の事務室、そして交流ホールがメインになってこうと考えております。この交流ホールにつきましては、特に申請、予約等が必要なく、様々な方がいろいろつながり歓談し、市民活動の促進につなげていくことができればと思っております。具体的なところで言いますとパソコン等も設置して、市民活動に係る資料の作成、あるいは、コピー機、印刷機等も設置いたしまして、その資料をつくるという作業のように市民活動の作業ができるようなスペースとして利用していただくことになろうかと考えております。その他会議室につきましては、市民活動団体等が大きなイベント、総会とか研修会とかそういったことを目的に使用するケースが一つと、あと旧小野田商工センター、そして現中央福祉センターの会議室の機能も、ここでは含んでおりますので、それらの団体の利用についてもしっかりと使っていただきたいと考えております。以上です。

大井淳一郎委員 私が以前、他市を視察したときはこの交流ホールの部分に当たると思うんですが、市内の市民活動団体の活動報告とか、あるいはコピー機とかがありました。コピー機でそのときに印象に残ったのは、大体A4までしかコピーできないんですけども、そこはA3、あと伸び印刷といいまして、長い垂れ幕みたいに全部印刷できる結構いいコピー機を入れていて、充実していた覚えがあります。そういったものも想定さ

れていると思うんですが、いかがですか。まずこれを聞きたいと思います。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 それらの備品購入につきましても今調整中でございます。具体的には、ポスター等が印刷できるようなものも、現在検討しているところでございます。以上です。

大井淳一郎委員 それで30ページの活動指標を見ますと、40団体、50団体、60団体と増やしていくんですが、今までの答弁を聞くと、僕は会議室をこの登録団体しか使えないというのはまずいと思っているんですが、ただその一方で、登録しなくても、しなくても同じということになる。そういう意見もあると思うんですよね。この市民活動センターに登録するメリットですよね。これをやっぱりどんどん発信していかないとこれは伸びていかないとと思うんですが、いかがですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 市民活動センターに登録しているメリットでございますが、まず施設の関係で申し上げますと、この登録をしていただく団体は使用料が2分の1に減額されます。それから、32ページの資料にありますとおり、市民活動に関する情報収集提供というところで、登録していただいた団体におきましては、今もホームページでアップしておりますが、どのような活動をしているのかとかいうことをしっかり市内外に周知し、PRを市民活動センターがしていきたいと考えております。そういったPRをする中で、団体等に関心を持っていた方等が、市民活動センターが中間支援機能といいますか、つなぎ役となりまして、人材育成をしたり研修業務を提供したり、あるいは、その関心のある方について、どのような活動をしていったらいいのかという相談を受け、その団体とつないでいくというような取組も行っていきたいと思っております。また、この五つ目の連携協創というところですけれども、市民活動団体そのものも、やはり思いがあっても活動の場がなければ、なかなか盛り上がらないといいますか、持続可能な活動に

つながっていかないと考えております。ついては、様々な団体、あるいは企業等と連携をしながら、その活動の場というものを市民活動センターが提供、提案していくような形ができればと考えております。その辺が、市民活動団体が登録をされるメリットになってくるのかと考えております。

森山喜久副分科会長 先ほど使用料の話があったんですけど、使用料の前に、会議室の予約方法は現地に行くとか、メールや電話以外というのはあるんですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 会議室の予約方法につきましては、基本的に行政財産となりますので、申請書を御提出いただき、そして、使用料を納付していただいて、その段階で許可を出すという一般的な流れになります。ただ、この辺の利便性を向上していかないといけないとは思っておりますが、現段階ではそのような形になっております。以上です。

森山喜久副分科会長 先ほどあったように、サッカー交流公園の使用とか、体育館の使用とか、そういったほかの施設でも、やっぱり会議室の予約は現地に来てやってくださいという話が第一義的にあります。例えば、一般的に平日働いている人間はなかなか行けない状況の中で、代理の人に行ってもらいと、デジタル化を進める上でいったら、ネットの予約システムをやはり入れていくべきかなと思っています。ただ、今言われたように、金銭の納付もあるんでしょう。今答えられる範囲で今後の計画があれば教えてもらいたいんですけど、どうでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 副会長がおっしゃるとおり、使用を希望される方々に御不便をおかけしている面は重々承知しております。この辺については、まだ具体的な検討といいますか研究段階でございます。これは市民活動センターだけではなくして、私どもの所管であります地域交流センター、あるいは、サッカー交流公園、文化会館等々も全てが

対象となろうと思いますが、今後その利便性が高まるようなやり方、手法をしっかりと研究していきたいと考えております。

篠原協創部長 使用料、手数料の徴収条例の改正等々も必要になってきますので、全庁的な取組が必要なのかなと考えて、デジタルを入れることよっての先ほどの申請、納付、許可という順番が変わってくるということもありますので、これは全庁的な検討が必要と考えております。

伊場勇分科会長 市の施設は使いにくいと言われているところは、ぜひ研究していただくべきだと思います。

森山喜久副分科会長 今、部長が言われたように、使用料の関係で、例えば先ほど言われた減免が2分の1の減免なのか、全額減免なのかという判断、そういった基準もインターネットの申請段階ではなかなか難しいというふうな話もあるでしょうから、それはまた今後、研究、検討していただきたいと思っています。先ほど大井委員の指摘もありましたように、貸館業務に従事するだけならちょっと困るという話もある中で、実際、今、市民活動センターでどれぐらいの人員が実際に配置される予定なのか、それを聞いても大丈夫でしょうか。

竹森市民活動推進課市民活動係長 常にいるわけではないですが、体制としては、まずセンター長が1名、副センター長が1名、スタッフ5名、コミュニケーターが2名で、1日を4名から5名の職員で回すという想定になっております。

森山喜久副分科会長 1日4名から5名で、朝の9時から夜の9時までやっていくという体制だと理解してよろしいですかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 御指摘のとおりでございます。

森山喜久副分科会長　なお、センター長以下コミュニケーターも含めた中で、市内で新規雇用されたという状況はあり得そうですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　指定管理者が実際に直接募集をされておられますので、採用された方がどこの住所であるとか、そういったことまでは把握しておりません。ただ、把握している限り、市内の方を優先的に採用していると聞いております。

伊場勇分科会長　そうですね。市のことが分からない方がいるのであれば、なかなか不都合が起こることもあるでしょうし、時間がかかってしまうこともあるかもしれませんね。

白井健一郎委員　初めに、選挙や宗教に係るものには利用制限があると聞いたんですけど、その点について、利用制限がどう関わっているのかどうか。全般的に教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　利用制限につきましては、一般的な公共施設と同様でございます。選挙活動につきましては公職選挙法に基づくような公共的な施設の利用に基づいてということになりますし、宗教であるならば、宗教的活動については、具体的に布教活動になりますけれども、これについては憲法の何条か忘れましたが、宗教的活動は公の財産を使ってはならないとなっておりますので、これらに基づいて、利用制限があるというところでございます。

白井健一郎委員　ちょっと今のは直感的に納得がいかない。まず、選挙のとき、例えば、選挙期間でなくても、市政報告会だとか例えば立会演説会とかしますよね。そういうのは利用できないということですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　選挙活動と政治活動は違います。今、白井委員がおっしゃったところにつきましては、市政報告会とか、県会議

員、国会議員であれば国政とか県政の報告になります。これは政治活動でございます。政治活動は利用できます。

白井健一郎委員 選挙活動はできないということですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 選挙活動につきましては、選挙管理委員会が許可したものについては利用できるようとなっております。皆さんよく御存じだと思いますが、地域交流センター等との利用と全く同じ考え方でございます。

白井健一郎委員 あと宗教のほうも確認しないと分からないんですけど、今手元に憲法の条文がないので分からないんですが、宗教的活動、直感的に、なぜ宗教がそんなに活動が制限されるというのが分からないんです。例えば、国が、宗教の活動に関与するとなったらまずいですし、宗教活動に対して国が支援するとなったらまずいのは分かりますけど、場所の利用だけだったら別段問題はないと思うんです。これはもう間違いないことなんでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これは市民活動センターだけではなくて、市内の他の施設も同様ですし、全国的にもそういう制限がかかっております。以上です。

白井健一郎委員 伺いたいのが、地域活動を解決する活動を支援、促進とあります。ただ、市民活動は地域活動を解決するためという、そんな大仰なものがあるのでしょうか。まず聞きたいんですよね。できれば副市長に伺いたいんですけれども、行政目的は何でもかんでも地域活動の解決のためという言葉がついて、何か負担を感じてしまうというか、何か解決しないといけないのか、何か地域に困り事があって、それを解決しなくちゃいけないのかと思うんです。それで、市民活動センターというのは、市のホームページにも載っていますけれども、成立過程において、地域

交流センターとの使い分けにおいて、地域交流センターは地域課題を解決するため、市民活動センターは志縁的活動というんですか、志のほうの支援的活動という使い分けも書いてあったと思うんですけれども、その点どうお考えでしょうか。

古川副市長 白井委員は、市民活動支援センターと地域交流センターの兼ね合いを申されたんだろうと思います。地域交流センターは、今から進めていこうとしておりますRMOの拠点ということで、各地域でその地域の課題、先ほど申されましたが、地域ごとにいろいろな課題があると思います。それを地区のRMOで解決していく拠点といいますか、一番の基になる場所が地域交流センターだと理解しております。そうした中で、市民活動支援センターは、いろいろなNPO、いろいろな団体がどういう形で山陽小野田市をよくしていこうという全市的な取組もできますし、また、個別のNPOの方が使われてもいい拠点になるということで、今、白井委員はいみじくもRMOのことを言われたと思うんですが、市民活動支援センターは、大きく全市的な活動もできますし、個別なNPOが立ち上がるときの支援の場にもなろうかと考えます。

白井健一郎委員 最後に、市民活動センターの成果として、先ほどから挙がっているように登録団体数で判断していますが、例えば、会議室の利用者、利用率、例えば、大体どのぐらいを目標としていて設定しているんでしょう。それで、私が言いたいのは、開館時間が9時から21時まで、休館日がもう年末年始だけという本当に使いやすい設定だと思うんですよ。ですから、ただ、がらんどくでは本当に中身も伴っていないので、大体利用率としてどの辺を考えているのかという大体の目安を教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 稼働率というのは、なかなか出すのは難しいと思っております。先ほど申し上げましたように、この市民活動センターは、市民活動団体の促進という面と旧小野田商工センター、それ

から現中央福祉センターの貸館機能を含んでおるところがありまして、なお一層数字を出すのが難しいと思っております。ただ、目標として今私どもが思っておりますのが、非常に利用が多く、稼働率の高い厚狭地域交流センターが約20%でございます。20%といいますと低いなと思われるかもしれませんが、今時間単位で貸出ししておりますので、台帳を見ても、ほぼほぼいっぱいのようなイメージになります。これを一つの目安として、市民活動センターも20%程度の稼働率ということができればと思っております。

岡山明委員 使用料金です。今回の登録団体と普通の何もない方も使用できるという話で、格差はないですか。登録団体と一般、例えば、ここは大学の学生寮ということで、学生が会議で使う状況のときに、登録団体と団体に入っていない個人が使いたいという状況の中で、料金に格差があるかどうか、その辺を把握したいんです。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 市民活動団体につきましては、市民活動センター条例に定めておりますように、公益的な活動をする団体と規定しております。公益的な活動をする団体については一定の支援があってしかるべきだと考え、2分の1の減額としております。それ以外の私事といいますか、特にそういった目的のないような使用については、一般的な利用でお願いをしようと思っておりますけれども、そこでの不公平さはないと考えております。

岡山明委員 利用者に関しては登録団体であろうと、登録していない団体が申し込まれても、使うときに支援のための減額はある。だから、登録団体が使うメリットというのはないということですよね。登録団体と飛び込みの団体が来られて使ったときに料金に違いはないという状況でいいんですか。

伊場勇分科会長 登録団体のメリットと、貸館についての割引等々については、

もう一度説明してください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 一般の利用は、通常の料金、受益者負担の原則に基づいて一般の料金を納めていただき、その上で利用していただくことになります。ただ、市民活動団体は、公益的な活動をされるということで一定の支援を行いたいというところから2分の1の減額ということで考えております。

岡山明委員 登録団体は減額されるという状況でいいですか。見た限りは、理科大の学生に関する項目がない。そういう状況で新入学生が会議室を使ったときに、それは対象外ということで、減額はありませんという状況ですよ。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 利用の目的が公益的な活動であって、3人以上のグループであるならば、ぜひともその市民活動団体として登録していただきたいと思っております。その上で、2分の1の減額を受けていただければと思っております。また、先ほど学生というお話がありました。学生が二、三人でいろいろ話をしたいと急に来られてというところについては、先ほどの図面で言いますと1階の交流ホールがございます。ここは使用料等が必要なく、山陽小野田市のまちづくりとか地域づくりとか、あるいは大学のことでも何でも結構です。そういった形で利用できますので、その場所を御利用いただければと思います。以上です。

岡山明委員 交流ホールを学生は使えと。学生が無料で使えるという場所もあるということですよ。33ページ、34ページにあるんだけど、会議室2、3、あと大きい会議室A、Bとか、この辺に関しては飛び込みの学生は定額の料金という状況にありますよね。

伊場勇分科会長 17時15分を過ぎますが、この事業については進めさせて

いただきます。この事業で今日は終わりにしたいと思っております。そのまま続行します。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 目的によって変わってきますが、急に部屋を貸してくれというのは基本的にはできません。原則1週間前までに申請していただかないと利用の申請、許可はできませんし、目的が公益的な活動でなければ、通常の料金です。

岡山明委員 もう一つ確認したいんですけど、この申込者が市外のメンバーであると。今後市外の団体が登録者になると、これは公益もあるんですけど、市外ということで、同じような減免措置は取れないという状況ですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 条例で定めておりますが、市外の方が利用される場合は、使用料の1.5倍分を納付していただき、利用可ということになります。以上です。

大井淳一郎委員 その関連で市民活動団体ですよ。これは市外の方等も登録したらもう2分の1になっちゃいますよね。今度は逆に。これは条例上どうなっていますかね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 これは市外の方というところであっても、市内での活動ということが原則となりますので、失礼しました。市民活動そのものが、市民、公共的団体、事業者等が自発的に主体的に行う公益的な活動ということになりますので、基本は市民の方ということになりますけれども、市外の方が、その団体の一部入っておられても、市内で活動をしておられる団体であれば、この市民活動団体として登録し、2分の1ということになるかと思います。

大井淳一郎委員 別に市外でもちゃんと目的に沿っていればというのは分かる

んですけれども、その公益性の判断です。この辺は登録団体でこれまでもやってこられたと思うんですが、その辺はどのようにされていますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　まずは専ら営利な活動でないというところが一つ、先ほど来からありますけれども、政治的な活動でないという政治上の主義を推進し指示して、これに特別何か反対するような政治的な団体でないということ、それから宗教団体でないというところ、これらの要素を加えたものが市民活動団体、そして、公益的な活動と言える判断しております。以上です。

大井淳一郎委員　その基準は分かりました。その判断はアクティオ株式会社ではなくて、あくまでも登録の申請を受けたときに市民活動推進課が判断しているということですね。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　登録については指定管理者ができるものではないと考えておりますので、市が行う前提で調整をしておるところでございます。

白井健一郎委員　軽い話題なんですけど、会議室４の前ですね、これは芝生でしたか。これは利用可能ですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長　利用可能だと聞いておりますが、市民活動センターの所管外なので、はっきりした回答はできません。

岡山明委員　細かいことを聞いて申し訳ないんですけど、施設の中で、学生寮もあります。６６名という所帯を抱えています。そういう方々が、例えば今回新しく学生が入ってくると。新入学生で歓迎会をしようとしたときに、この施設の中での飲食が可能かどうか、それだけ最後に確認したいです。

伊場勇分科会長 市民活動センターに関わる会議室、そして交流ホールについての飲食についてです。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 会議室での飲食は可としております。以上です。

伊場勇分科会長 この成果指標のところで、30ページで40団体というところを挙げていただいておりますが、市民活動推進センター、今ある現状の団体数がホームページを見ると40団体あります。そのまま移行すれば、これも成果指標がクリアできるのかなと思って指標として、この数字はどうなのかなと思いますが、そういう点について、40団体にした理由を教えてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 今年度に入りまして、3団体増えていたものですから、すみません。それをまた増やしていかないといけないと考えております。

伊場勇分科会長 3名以上の団体というのは、拝見した以上にたくさんあると思いますが、市はどこまで把握されているのでしょうか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 私どもが把握しているものは、基本的にはここに登録しておられる団体となります。

伊場勇分科会長 40団体以上、その2倍、3倍はあるかなと思うんですね。指標にしては少し少なく、目標としてはふさわしくないという印象を受けるわけでございます。その辺についてもアクティオ株式会社に対しても、40団体じゃなくて、しっかりといろいろな情報交換しながら進めていかれるんですが、登録団体が一つの指標になると思うんですよ。その辺についてはどうお考えですか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 指標については、現状を考えますと改める必要があると、増やしていく必要があると思っています。また、市民活動団体の登録数、登録していない団体の情報につきましても、この市民活動センターがそこを発掘といいますか、調査していくという取組も行っていたきたいという話をしておりますので、今後、地域交流センター、あるいはいろいろな既存の市民活動団体等の情報を得ながら、登録団体の情報も収集していきたいと思っておりますし、団体数も増やしていくことができればと考えております。以上です。

伊場勇分科会長 アクティオ株式会社はいろいろなところの地域交流センター的なところにも指定管理で入られて、ノウハウ等も分かっていると思うんですけども、市の現状をちゃんと伝えたり、御存じのところがあるかと思しますので、それについてはどういうアプローチをするかが大事なのと、あと、登録団体にしっかり情報を伝えなきゃいけないと思うんですよ。補助金とか、そういう財団なんかの施策とかは物すごい数ありまして、それを精査してその団体にふさわしいものを送っていくというところについては、この市民活動センターの一つの大きな役割でもあるかなと思うんですけども、その辺はアクティオ株式会社とどのように話しておりますか。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 まず補助金につきましては、会長がおっしゃるように、国や県以外の財団法人等を含めて様々な支援制度がございます。ここにつきましては、指定管理者にしっかり調べるようにということで話をしておりますし、現在山口県民活動センター、あるいは他市の市民活動センターがつかんでいる情報等も入手させていただいて、それをまた市民活動団体として登録している団体に対して提供していきたいと考えております。

伊場勇分科会長 RMOが令和6年度から始まるということで、こちら登録団体として受け入れられるものなのかどうかを確認させてください。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 以前にもお話をさせていただいたとおり、市民活動センターのメインターゲットといいますか、メインに支援していく団体については、志縁型コミュニティ、地縁型コミュニティについては地域交流センターがメインとなって支援をしていくという体制としております。したがって、RMOにつきましては、地域のつながりで組織されるものでありますので、地域交流センターがメインとして支援していきます。とはいえ、きちんとした線引きをするつもりもありませんし、双方が連携しながら、それぞれの団体に対して支援をしていく必要があると考えておりますので、当然、市民活動センターとしまして、RMOが市民活動団体として登録するということであれば、しっかり受け止めまして、また、先ほどの補助金制度等の情報も提供していきたいと考えております。以上です。

伊場勇分科会長 そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないということで、審査事業7番、市民活動センター推進事業については終わりたいと思います。本日の分科会の審査については、審査番号7番の途中ではございますが、明日に回したいと思います。明日は、審査事業8番、9番から、予算書のほうに移らせていただきたいと思います。明日9時から、審査番号4番の地域活性化室、パスポートセンターのところに入らせていただきます。その後に、また市民活動推進課のところに移りたいと思います。それでは、本日の分科会は終了いたします。お疲れさまでございました。

午後5時25分 散会

令和6年（2024年）3月13日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 伊 場 勇

